







第一点は、保険料の額の改定についてであります。今回のように給付水準を大幅に引き上げますと、これをまかなく保険料についても当然相当額に改定する必要があるわけですが、今回はさしあたり百五十円程度の引き上げにとどめ、四百五十円とした次第であります。なお、この保険料の額は以後段階的に引き上げることとしております。

第二点は、今回新たに導入されました所得比例制についての国庫負担であります。国庫は、その給付に要する費用の二五ペーセントを負担することとしております。

次に福祉年金に関する事項について申し上げま

す。第一に、年金額の引き上げについてであります。が、昨年の引き上げに引き続き、昭和四十四年度におきまして老齢福祉年金の額を、現行の二万四百円から二万一千六百円に、障害福祉年金の額を、三万二千四百円から三万四千八百円に、母子福祉年金及び准母子福祉年金の額を、二万六千四百円から二万八千八百円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、夫婦受給制限の廃止等について申し上げます。障害福祉年金と老齢福祉年金を夫婦で受給する場合の支給制限につきましては、すでに昭和四十年の改正の際に廃止いたしております。今回は、夫婦がともに老齢福祉年金を受給する場合につきましても、その支給制限を撤廃することとしたものであります。これによりまして、現在この支給制限を受けておられる二十八万組、五十六万人の方々の年金額が、夫婦で六千円増加することと相なるわけでございます。このほか、所得による支給制限につきましてもその緩和をはかることとしております。

次に経過措置についてでありますが、現に、年金受給中の既裁定年金の額につきましても、本則の改正と同様に引き上げることといたしております。

最後に、実施の時期につきましては、福祉年金

の額の引き上げ及び夫婦受給制限の廃止は、昭和四十四年十月から、高齢者の任意加入の再開は昭和四十五年一月から、拠出制年金の額の引き上げ

及び保険料の改定は同年七月から、所得比例制及び国民年金基金に関する事項は同年十月から、それぞれ施行することといたします。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○竹内委員長代理 次に、内閣提出の職業訓練法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤俊男君。

○後藤俊男君 今までいろいろな問題について質問も行なわれておりますので、私、最終的に三点ないし四点につきましてお尋ねをいたしたいと思う次第でございます。

まず第一番には、今度の法案要綱の第四におき

ます。後藤俊男君。

○後藤俊男君 今までいろいろな問題について質問も行なわれておりますので、私、最終的に三点ないし四点につきましてお尋ねをいたしたいと思う次第でございます。

まず第一番には、今度の法案要綱の第四におきまして、あるいは法案第三章の第二節におきましても、「公共職業訓練」などの中へ今度の改定

の高等訓練校が入っておるわけです。ところが、

この経費の問題等につきまして、いまでも再三

再四質問も出ておったと思ひますけれども、法律

案の第二十三条规定ましては、高等訓練校のみ

が依然として無料の対象からはずされておる。こ

の点につきましては、ぜひひとつ含めていただき

く。三月十五日付の最終答申の附帯意見の中におきましても、無料の原則の拡充、奨学金制度を取

り上げる、さらには同時に機会均等を取り上げておるようなところでございますので、いま申し上

げましたところの問題につきまして、高等訓練校

は、いわば総訓の関係は、いままでは実習費五百

円でござりますか。その他の府県等で実施してお

る分につきましては無料になつておる。同じよう

に公共職業訓練施設といしながら、なぜこういう

ふうな差別的な扱いが行なわれておるのだろう

か、この点をひとつ御説明をいただきたいと思っております。

おましましては、養成訓練が無料でございまして、雇用促進事業団立の総合職業訓練所におましまして五百円の実習負担金を徴収しております。この区分別の理由につきましては、これは経過的なものが非常に大きすぎますけれども、しかし、一般訓練所のほうは一年の短期のものでございまして、やや速成的な訓練をやる場合が多うござい

ます。緊急の必要に応ずるという意味から無料にいたしたわけでございます。総合訓練所のほうは、二年の長期にわたりましてやや高級なる訓練を行なうという意味で、義務教育と高等教育との違いほどではございませんが、やや差別があるということ、それから経過的な理由で、ただいまのようない制度になつておる次第でございます。

○後藤俊男君 まず第一番には、今度の法案要綱の第四におきまして、あるいは法案第三章の第二節におきましても、「公共職業訓練」という中へ今度の改定の高等訓練校が入つておるわけです。ところが、この経費の問題等につきまして、いまでも再三再四質問も出ておったと思ひますけれども、法律案の第二十三条规定ましては、高等訓練校のみが依然として無料の対象からはずされておる。この点につきましては、ぜひひとつ含めていただきたい。三月十五日付の最終答申の附帯意見の中におきましても、無料の原則の拡充、奨学金制度を取

り上げる、さらには同時に機会均等を取り上げておるようなところでございますので、いま申し上

げましたところの問題につきまして、高等訓練校

は、いわば総訓の関係は、いままでは実習費五百

円でござりますか。その他の府県等で実施してお

る分につきましては無料になつておる。同じよう

に公共職業訓練施設といながら、なぜこういう

ふうな差別的な扱いが行なわれておるのだろう

か、この点をひとつ御説明をいただきたいと思いまして、実習負担金が訓練生月五百円、年六千円、そのほかに、実習の結果できました製品を売却することによりまして得た収入と、さらに事業団の一般予算からのつぎ足し、この第三者によつて実習経費をまかなくておる次第でございます。

○石黒政府委員 都道府県立の一般職業訓練所に

おましましては、養成訓練が無料でございまして、

経費につきましては、実習負担金が訓練生月五百円、年六千円、そのほかに、実習の結果できました

製品を売却することによりまして得た収入と、

さらに事業団の一般予算からのつぎ足し、この三

者によつて実習経費をまかなくておる次第でござ

ります。

○後藤委員 そこで、この五百円のお金と関連があ

りますので申し上げるわけでございますが、い

ま言われましたように、昭和四十三年度の実習教

材費の予算を見ましても約一万五千八百円になつております。この中で、個人から徴収する五百

円、これが年六千円でございますが、さらに残り

約九千何がしというものは、いま言われましたよ

うに、製品の収入——それはかりではございませ

んが、それが入つておるわけです。そうなつてしま

うのではなくかと思うわけです。だから組合関係

の約九千何がしというものは、いま言われましたよ

うに、製品の収入——それはかりではございませ

んが、それが入つておるわけです。だから組合関係

なり訓練所関係の皆さんとしては、これは当然國

庫で負担すべきである。自分で製品をつくって、

製品のもうけで実習費をまかなくていく。さらに

は、収入がどんどんあがりますと、そこの訓練所

の所長さんのメンツ、顔がよくなる、こういうふう

なことも、にたつとお笑いになつておりますが、

事実だそうであります。これらを正しく基礎訓練

なり訓練所の目的を生かすためには、当然國庫負

担をふやしまして、いま申し上げましたように、

この総訓関係におましまして、県のほうのやつて

おると同じように、五百円の徴収はやめて、こ

れらの実習費につきましては國庫で全額負担す

る、そういう方向へ持つていってこそ、はじめて

りつぱな訓練所の方針が立ち、りつぱな実習がで

きるんではないかといふうに私は考えておるわ



す。苦しい者に貸し付けて、卒業してからお返しする、これが奨学金制度です。さらに私がいま言つておりますのは、いわば毎月毎月五百円の分担金があるが、これをさらに十月からちょっとでも軽減できぬか。軽減する方向で努力してもららぬのか。それと同時に、先ほどあなたの言われましたように、昭和四十五年度からはこの問題について根本的に検討をするいわゆる第一歩として、十月を目標に、奨学金制度の問題につきまして、それは十分研究してもらわなければいけないけれども、さらにその五百円の問題について、先ほど言つておるように、たとえば十月を途中に三百円に減額する、そういう方向でひとつ力を入れてやってみよう。さらに四十五年度になつたら根本的に予算の関係もあるからひとつやろう、こういう方向ではつきりできないのかといふことを私は申し上げておるわけなんです。だから、奨学金制度は制度でこれは別の問題だと思いまますから、いわゆる実習分担金というのと奨学金制度と、どちらもお金の話でございますけれども、それを先行きどうこうという性質の問題ではないと私は考えておるわけです。

うな実行上の措置をくふういたしたいと考えておる次第でござります。

○後藤委員 そうしますと、十月の問題につきましては、何回言つておりますが、ただし十月を中途にいわゆる予算実行による増額を行なつていただいて、この五百円というのは年度内どうしてもなるわけにいかぬけれども、ただし増額を行なうことによつて何らかの形で訓練生に還元する方法を、ひとつ十月までに検討をして実行できるような方向へ努力していただき、これをまずお願ひしたいと思います。それから、その次の問題としましては、四十五

年度になりますと、これは途中であるとかなんとかという問題じゃなしに、労働省と訓練所関係の労働組合との話し合いの中にもありましたようになります。いわゆる実習教材費につきましては国庫で負担する方向で予算を獲得するようひつと十分話ををしていただく。さようは事業団はおいでになりましたが、これは事業団の問題でもあろうと思うわけですけれども、その点十分連絡をしていただいて、四十五年度からは抜本的に改正ができるような方向へ努力をする、このことだけひとつお約束をいただきたいと思うわけです。

○石黒政府委員　ただいま御審議いただいております法律が通りますと、四十五年度からいろいろな点で予算上非常に変わると点がございますけれども、この実習負担金の問題につきましても、最重要点の一つとして、四十五年度予算におきましては努力いたしたいと考えております。

○後藤委員　その次は施設関係の問題でござります。これは前に枝村委員なり加藤委員からも数回にわたって話があつたと私は思うわけでございまますが、現在の訓練所の教室の関係を見ましても、さらには実習場を見ましても、さらにはひどいところは、昼食を食べようと思いましても施設も全然ない、いわば野天で自分の弁当を食べなければいけないかぬ、それくらいお粗末なところもあるわけでござりますけれども、さらに進めてこれは機械工具等の問題でございます。いわば現在の訓練所関係

の施設なり人員その他を十分拡充するならば、もつともつとりっぱに能率があがるものではないか。それが今度の法改正によりまして、いま申し上げましたような、施設の関係なり、機械工具等の関係なり、いわゆる整備等の問題についてはどの程度拡充されるのか、どの程度これはこういうふうになるのだ、どういうふうに強化されるのだという点をお伺いいたしたいと思います。

○石黒政府委員 建物その他の施設の充実につきましては、これは法律改正の有無にかかわらず努力しなければならないことでございます。特に全般的な法律改正ができました際には、従来以上に努力いたしたいと考えておりますが、目下のこと建物につきましては、広さについては一応基準を満たしておりますが、非耐火構造、すなわち木造の建物がまだ二割前後残つておるということなこと、それから機械の整備率もまだ十分でないというようなことがございまして、ここ数年非常に改善に努力しておりますけれども、法律改正をお目にさらして、急速にその充実につとめたいと考えておる次第でございます。

一般的に申しますと、訓練生三十名について三人、五十名の場合には四人という定数に相なつておるわけでございます。ただいまのところ、この定数を直ちに変えるつもりはございませんが、実は総訓と一般訓練所等を含めまして、指導員の欠員が若干ございます。そのために、指導員に過重の負担がかかっている場合も訓練所によつてはありますので、この指導員の欠員の充実ということには今後一そつ努力をいたしたいと考えております。

○後藤委員 そうしますと、指導員の不足がはなはだしいと、私、聞いておるわけでございますが、數字的に教えていただきたいと思います。

○石黒政府委員 訓練所の指導員の定数は、一般訓練所、総合訓練所、それから身体障害者訓練所と三つ合わせまして、四十三年度におきまして約五千七百人でございます。それに対しまして、現実の実員は約四千八百人でございまして、かなりの欠員がござります。この欠員はもちろん平均してあるわけではございませんで、欠員が非常に大きい訓練所と比較的少ない訓練所とございますが、欠員の多いところでは指導員の方が非常に苦労しておられると存じます。現在のところ講師を千百三十人委嘱しておりますが、講師で補充をしておるという方法をとつておりますが、しかし講師は一人前の指導員とは違いますので、その状態が正しいとは思つておりません。したがいまして、指導員の充実というごとにつきましては今後一そつ努力をいたさなければならぬと考えております。

○後藤委員 そうしますと、いま言われましたように、指導員の欠員が非常にはなはだしいところもある、これは早急に欠員のところを充実いたします、こういうことでございますか。

○石黒政府委員 欠員のところを早急に充実するよう努めたいわけでございますが、給与もそれほどよろしくございませんこともあります。適格者がなかなか簡単には得られない。特に地方の僻地にまで分散しております關係上、なかなか

簡単にはいきませんが、これは一そく努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○後藤委員 指導員なり職員の問題につきましては、御説明のように欠員が多うございますから、早急に充実できるようにぜひひとつ全力を傾倒していただきたいと思っております。

それから次の問題は、天下り人事の問題です。訓練所といふのは、普通の学校と違いまして、特に変わった学校といふとおかしいのですが、特定の技術が必要ではないか、特定の教育が必要ではないかといふうちに私は考へるわけでございますけれども、今まで御承知のように、山形県の教育勅語の事件、さらには、茨城の所長でありまして、ことしの四月退職でござりますが、中村さんの問題等々、いろいろと問題を起こしておる所長さんもおられるわけでございますが、現在この施設長のいわゆる前歴ですか。考え方によりますと、これは失礼な言い方かもわかりませんけれども、一時的な昇進のステップのような形で人事が行なわれておる。さらには、全然訓練関係に経験もなければ教育もないというような人が所長として赴任してこられるというような、いろんなケースがあると思います。しかし私は、訓練所の目的を達成するためには、それにふさわしい人事が行なわれてこそ初めて達成できるというふうに考えております。できればひとつ、現在の訓練所関係のいわゆる施設長、所長さんでござりますか、これらの人前の前歴を御説明いただきたいと思うわけです。

○石黒政府委員 全国で四百ございます訓練所の所長の具体的な前歴はなかなか集計にくうございますが、大ざっぱな数で申し上げますと、労働行政の経験がどのくらいあるかということにつきましても、かなり大いへん望ましいことであると存じます。ただ、認定をするときに事前に審議会に必ず付議しなければならないかどうかという問題につきましては、以前にも申し上げたと存じますが、有料職業紹介の認可のことと、なるべくこれを制限しようといふ場合に、その制限が不当にならないよう、かう妙なところにといいますか、有料職業紹介があまり甘く認可されないようにとうことで、非常にきつくチェックする意味で職業安定審議会にかけられておりますが、認定訓練につきましては、

訓練所といふのは、普通の学校と違いまして、特に変わった学校といふとおかしいのですが、特定の技術が必要ではないか、特定の教育が必要ではないかといふうちに私は考へるわけでございますけれども、今まで御承知のように、山形県の教育勅語の事件、さらには、茨城の所長でありまして、ことしの四月退職でござりますが、中村さんの問題等々、いろいろと問題を起こしておる所長さんもおられるわけでございますが、現在この施設長のいわゆる前歴ですか。考え方によりますと、これは失礼な言い方かもわかりませんけれども、一時的な昇進のステップのような形で人事が行なわれておる。さらには、全然訓練関係に経験もなければ教育もないというような人が所長として赴任してこられるというような、いろんなケースがあると思います。しかし私は、訓練所の目的を達成するためには、それにふさわしい人事が行なわれてこそ初めて達成できるというふうに考えております。できればひとつ、現在の訓練所関係のいわゆる施設長、所長さんでござりますか、これらの人前の前歴を御説明いただきたいと思うわけです。

○石黒政府委員 全国で四百ございます訓練所の所長の具体的な前歴はなかなか集計にくうございますが、大ざっぱな数で申し上げますと、労働行政の経験がどのくらいあるかということにつきましては、かなり大いへん望ましいことであると存じます。ただ、認定をするときに事前に審議会に必ず付議しなければならないかどうかという問題につきましては、以前にも申し上げたと存じますが、有料職業紹介の認可のことと、なるべくこれを制限しようといふ場合に、その制限が不当にならないよう、かう妙なところにといいますか、有料職業紹介があまり甘く認可されないようにとうことで、非常にきつくチェックする意味で職業安定審議会にかけられておりますが、認定訓練につきましては、

起こされることは、職業訓練所の本旨から考えましても、私は絶対にプラスではないと思ひます。ということは、あくまでもふさわしい人事を行なつていいの経験がどのくらいあるかと申しますと、五

年以上の職業訓練の経験のある人は四割強といふことに相なるわけでございます。したがいまして訓練の経験五年未満の人が六割弱おる。これが何年経験があるからよろしいという適格は必ずしも言えないわけでございますが、この中には全くずぶのしるうとが県の人事の都合だけで回された人

もないと申せませんので、この辺は改善の余地のあるものと私ども考へております。

○後藤委員 そこで、中央職業訓練審議会の答申した職業訓練法案要綱の中の「労働省令で定める基準」を除いたのはどういうわけですか、これを

お伺いしたいわけです。今度は公共職業訓練施設の長の資格の中から「労働省令で定める基準」を除いてあるわけですね。これはなぜ除いたのでしょうかかということです。

○石黒政府委員 一般職業訓練所の所長は、申すまでもなく地方の吏員でございます。地方の吏員の任免につきまして労働大臣が省令をもつて基準を定めるということは、知事の人事権、いわば地方自治権のはなしはだしい制約になるという強い議論がございまして、私ども自治権の侵害までするつもりはございませんので、労働省令で定めるということはやめたわけでございます。しかし、各都道府県におきまして、何も方針がなしに、基準もなしに、そのときの都合だけで所長を任命するつもりはございませんので、労働省令で定めるということはやめたわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、この地方訓練審議会が開かれていくのは非常に望ましいことだ。望ましいことなら、県知事だけにまかしたということではなくて、県知事なり地方訓練審議会のいわゆる御相談によって認定の問題を取り扱っていく、そういうふうにしたほうが理想的ではないかと思ふのです。

○石黒政府委員 訓練審議会はそうひんぱんに開かれるまではございません。年に四回とかあるいは六回とかといふものでございます。その訓練審議会を開くまで認定をストップしておくくらいのこと

ます。

○後藤委員 この天下り人事の問題につきましては、総訓関係の労働組合としましても、かなり大きな問題として取り上げなければいけないような所長さんも、先ほど申し上げましたように、茨城の所長でございますが、あつたわけです。さらに山形県の教育勅語の問題、こういうふうな事件を起こされることは、職業訓練所の本旨から考えましても、私は絶対にプラスではないと思ひます。ということは、あくまでもふさわしい人事を行なつていいの経験がどのくらいあるかと申しますと、五

なつていただく。ふさわしい人事を行なわなければいけないんだ。一時的にどうこうだ、あるいはこれが何事というの、絶対に今後排除してもらわなければいけない。これだけは私強く主張しておきたいと思います。

それから、今度の法改正によって、地方の審議会をつくるなければいけないということになつたわけですね。いままでは、つくることができるということだったと思います。そうなつてまいりましたと、認定訓練の問題ですね。この認定訓練につきましては、各県知事の認定でございますが、さうしては、各県の審議会を設置する、こう法改正によって、地方の審議会を設置する、こうなつた以上は、この認定訓練の問題の認定につきましては、地方に審議会がありましたら、当然その審議会も参考して、その認定云々の問題を議論ができるようになります。そうすることが地方の審議会の拡充強化にもなるのではないか。さらには、それからの訓練の中身につきましても審議会がタッチをしておれば、訓練そのものについてもいい方向へ進んでいくのではないかというふうに考えるわけでございますが、この点いかがでしょうか。

○石黒政府委員 認定職業訓練につきまして地方の基準に従つた人事を行なうというふうに運用していくなどによつて府県を指導いたすつもりであります。

○後藤委員 この天下り人事の問題につきましては、総訓関係の労働組合としましても、かなり大きな問題として取り上げなければいけないような

定をするときに事前に審議会に必ず付議しなければならないかどうかという問題につきましては、以前にも申し上げたと存じますが、有料職業紹介の認可のことと、なるべくこれを制限しようといふ場合に、その制限が不当にならないよう、かう妙なところにといいますか、有料職業紹介があまり甘く認可されないようにとうことで、非常にきつくチェックする意味で職業安定審議会にかけられておりますが、認定訓練につきましては、

これをきつくチェックするという必要はないわけでございまして、むしろますます奨励いたしました。したがいまして、認定の手続というの、簡素であることが望ましいと考えております。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

訓練審議会の議を終なければ認定できないというふうにしせる必要はない。しかしながら、それじゃ認定訓練について審議会がノータッチでよろしいかと申しますれば、私どもそら思つております。これから、今度の法改正によって、地方の審議会をつくるなければいけないということになつたと、認定訓練の問題ですね。この認定訓練につきましては、各県の審議会の認定でございますが、さうしては、各県の審議会を設置する、こう法改正によって、地方の審議会を設置する、こうなつた以上は、この認定訓練の問題の認定につきましては、地方に審議会がありましたら、当然その審議会も参考して、その認定云々の問題を議論ができるようになります。そうすることが地方の審議会の拡充強化にもなるのではないか。さらには、それからの訓練の中身につきましても審議会がタッチをしておれば、訓練そのものについてもいい方向へ進んでいくのではないかというふうに考えるわけでございますが、この点いかがでしょうか。

○後藤委員 そうしますと、この地方訓練審議会が開かれていくのは非常に望ましいことだ。望ましいことなら、県知事だけにまかしたということではなくて、県知事なり地方訓練審議会のいわゆる御相談によって認定の問題を取り扱っていく、そういうふうにしたほうが理想的ではないかと思ふのです。

○石黒政府委員 訓練審議会はそうひんぱんに開かれるまではございません。年に四回とかあるいは六回とかといふものでございます。その訓練審議会を開くまで認定をストップしておくくらいのこと

です。

○後藤委員 あままり私もこだわる気持ちはございませんけれども、いまあなたが言われましたよう

に、地方訓練審議会が開かれぬからどうこうといふことは、私、筋が通らぬと思うのです。いままでは地方訓練審議会を持つてもいいし持たなくともよろしい。今度の改正によって持たなければいけないということは、これはやはり訓練に対する一步前進だと思うわけです。それがいままでも、一年間全然開かれておらない審議会もあったように聞いております。そういうふうなことではいけないから、必要な都度できるだけ多く会議を開いて、職業訓練の問題については、関与もし協力もし、あるいは十分なる関心を持つてやっていかなければいかぬということだと私は思うわけですが、さいますけれども、ぜひひとつ、いまの認定の問題につきまして、地方の訓練審議会等も参与して、この問題には関連を持たせるような方向で法改正どうこうということになるかならぬか、私わかりませんけれども、今後の指導上の問題としてやつていただきようをお願いをいたしたいと思います。

それから一番最後でござりますけれども、現在技能労働者の不足ということが非常に問題になつております。そこで、職業訓練所の拡充強化といふのも非常に大きな問題として取り上げられておるると思しますけれども、日本の現状から考えまして、どれくらい職業訓練を受けたいという人がおられるのだろうか。そこで、ことしあたりはどれくらい職業訓練を受講させるような計画になつておるかというような、全般的な問題からひとつ御説明をいただきたいと思います。

○石黒政府委員 いま労働省のほうから出されましまして、これは公共訓練だけでございますが、訓練受講生の総数は十二万七千という予定に相なっております。

○後藤委員 本年度の公共職業訓練計画におきまして、これは公共訓練だけでございますが、からの技能者が不足しておることはっきり書いてあるわけでございます。そこで、いま申されましたが、よう、十二万六千八百人、大体十二万七千人でござりますが、これに伴う予算といたしましては

百三十四億だと私は聞いておるわけでござります。さらに先生が約六千人でございますか。そこでは問題になつておりますのが、先ほどから言ひましたような、施設の拡充の問題なり、あるいは施設の整備の問題なり、あるいは機械器具の問題、あるいは国庫負担増額の問題等、これは問題を多くかかえているわけでございますが、今度のこの法改正によつて、一体どう申しましたようないろいろな問題について、どれくらいの前進があるのだ、どれくらい変わつてくるのだ。少なくとも百八十四万人からの技能労働者不足の今日、大事な職業訓練に対し今までより一体どれだけ前進するのだ、その点の大綱についてひとつ御説明いただきたいと思います。

○石黒政府委員 先ほど申し上げました十二万幾らという数字は公共職業訓練でござりますが、そのほかに八万人余りが事業内職業訓練の対象となつております。訓練は、両方合わせました二十一万程度が、毎年というか、本年の数に相なるわけでござります。これがどのくらいふえるかといふことにしましては非常にむずかしい問題でございますが、第一に、事業内訓練につきましてはいろいろな援助が与えられますので、この数はかなり増加するであろう。しかしながら、事柄の性質上一べんに二倍、三倍になるというううにはいきませんので、かなり長い期間にわたつてふえるだろう。企業内訓練はこの数年数のふえ方が停滞しておるわけでございまして、停滞したことにに対するネットということによってほとんどきまるると申しますが、このことは、今回の法改正によってかなりの程度打開されるものと考えております。

それから公共職業訓練につきましては、人數のふえるのは施設の数をふやすこととバラレルになるわけでございまして、予算を何億円獲得するかということによつてほとんどきまるると申しますが、これは法改正を契機としたしまして飛躍的な予算の増額をいたす所存でございます。

いますが、職業訓練の関係の問題につきましては、委員会ごとに主張されておりますように、現在の施設をもつと生かすつもりなら、もつとやり方があると思うのです。財政的にお金を投入するとか、あるいはその他整備拡充していく、あるいは指導員の定員をふやす、あるいは職員を充実する、そういう方向でやればかなりの能率もあがるものではないかというふうに私は思はうわけでござりますが、今度のこの改正によりまして、現在の日本の技能労働者の不足、これを補つていくためにはあまりにも幼稚な、と言うとおしかりを受けられるかも知れませんが、あなた方も真剣にやっていらっしゃることはわかるわけでござりますけれども、もつともつとの方面に力を入れるべきである、これは強く私はお願いをしておきたいと思います。

それから最後に、一番冒頭に申し上げましたところの実習負担金の問題につきましては、十月を目途にやつていただきわけでございますが、来年度は、この実習負担金五百円の問題につきましても、国庫負担を増額してこれをなしにしてしまっても、そういう目途のもとに予算の面でも力一ぱいとがんばっていただきようにお願いをいたしたいと思う次第でござります。

それからもう一つの問題は、いわゆる製品を売つて収入をあげて、それによつて云々ということころは、これはやめると基礎訓練を曲げるようなことになると思いますので、これらの点につきましても、四十五年度につきましてはこれまでなくして、間違つた訓練の方向へいかないようやつていただきますようにお願いをいたしたいと思う次第でございます。

最後に、十月を目途に奨学金等の問題もござりますので、さらに、五百円をなくすことはできないけれども何らかの方法で訓練生に還元する方法を考える、これもやはり前向きの方向の話であろうと思ひますので、これらの点もぜひひとつお願ひをいたしたいと思います。

それから、先ほど来いろいろ申し上げておりますところの機器なり機械器具、いろいろあらうとします

Digitized by srujanika@gmail.com

すぐ技術が日進月歩でございまして、訓練職種もどんどんふやさなければならぬと考えております。自動車組み立て工という職種をつくれといふような要望もございます。いろいろな要望がございまして、あまり単能化することは問題でございまますけれども、多能工という問題と組み合わせて、御要望に沿いますように至急検討いたしました。

○河野(正)委員 いま一つは、若干いまの問題にも関連するわけですけれども、この技能検定職種の中に自動車板金というものをひとつ設けてもらいたい。これは御案内のように、技能検定を受けた際に板金工、工場板金、こういうことでござりますけれども、しかし自動車の板金は特殊な技術を要する。しかもいま指摘を申し上げましたように、自動車整備というものは車体整備だ、板金、塗装というものが今日の需給関係の中でも非常に大きなウエートを占めておる、そういう問題もございまして、同じ板金といつても、船の板金と工場板金と自動車板金といふのは、内容的に非常に質を異にするものでございます。しかも需給関係も非常に大きなウエートを占めてまいつておるわけでございまして、なおまた今後この職種というものが飛躍的に拡大されるというような情勢でもござりますから、この際、技能検定職種の中に自動車板金工をひとつ設けてもらいたい、こういいう強い要望等がござりますので、この点についてもひとつ御配慮を願いたい。

○石黒政府委員 板金につきましては、御承知のように工場板金と建設板金と二つございまして、工場板金は従来曲げ板金に非常にウエートがかかつておりました。自動車板金は打ち出し板金のほうでございます。今後は打ち出し板金のはうの検定職種もつくるなければならないだらうということを検討しているところでござりますので、御要望に沿えるような形で研究したいと思っております。

○河野(正)委員 これは特に零細企業の中でそういった要望もございますし、それからまたいまます。

動車産業の中でもそういう趨勢というものが非常に強まっておるわけでございますので、ぜひひとつ善処、努力を願いたい。また努力をするというふうなことでもございますので、実現がすみやかに行なわれますことを期待をして、関連でございますから私の質疑を終わりたい、かようと思います。

るわけです。現に労働省の調査結果によつても明らかなるように、技能労働者が百八十四万余も不足しておる。要すれば、民間の必要とする技能労働者を充足して、そしてわが国の産業全体の発展、個別企業における生産性の向上、こういうことをねらいとしたのがこの法律の目的である。こう見ゆるわけです。ところが、末端においてはそうではなくして、民間企業から有能な技能労働者で職業訓練指導員の資格試験を通つた者はどんどん抜引きして、それが雇用促進事業団に行つたり府県の職業訓練施設に指導員としてひっこ抜かれていつておるのです。これは労働省かそういうことを指導なさつておるのか、奨励なさつておるのか。あるいは、こういう点については行き過ぎであるから、あくまでも生産工場なら生産工場に確保して、さらにその業態の発展のために、それそれ可能な人方を今後とも長くその製造工場や生産工場で確保しておくよう、そのような指導をなされようとするのであるかどうか。この点もつと明確な方針を持つて臨んでいかないと、末端のほんとうの生産現場においては、非常に迷惑をこうむつておる会社が現実に相当あるわけです。あなたは頭を振つておるようだが、例を示せと言えば示しますよ。現にそななつておるのでですよ。その点は労働省としてはどういう方針をとつておるのでですか。それを明らかにしていただきたい。もしまだ、ひっこ抜くことがあなたの方の考え方と相反するならば、今後はそういうことのないようによく指導してもらいたいと思うのだが、その点についてはつきりとした労働省の方針を明示してもらいたい、こう思うのです。

○石黒政府委員 労働省といつてしまつては、実務経験十五年プラス三十五時間講習で経過措置による指導員の資格を得た者、そういう者がすべて訓練所における指導員にはんとうに適格とは実は思つておりませんので、そういうのをどんどんひっこ抜くようにという指導は全くいたしておりません。場合によりましては、事業所の指導員のうち非常にいい人は割愛をお願いすることがある

かもしませんけれども、これは一般的な方針として、どんどんひっこ抜けというようなことは指導いたしております。むしろ訓練所の指導員の優秀な者が民間にひっこ抜けることがありまして、その防戦に私どもは実は苦労しておるような車をかけるような引き抜きという方針は出しておるのであります。民間技能労働者の不足に拍車をかけるような引き抜きという方針は出してもおりませんし、今後ともそういう方針で指導するつもりはございません。

○田畠委員 これで質問を終わるが、職業選択自由の憲法のもとでありますから、AからBへ行こうと、BからAへ行こうと、それは各自の選択の自由でありますけれども、ただ私の申し上げたことは、民間の製造工場等でしばしばそのようなことを見聞いたしますので、要すれば、民間に有能な労働力を確保しよう、技能労働力を確保しようというのがこの法律のたてまえであるとすれば、府県や雇用促進事業団の訓練所等が、末端において民間から有能な技能労働者の指導員をひっこ抜くようなことは、ひとつできるだけ控えるような指導を労働省としてもはかつていただきたい。このことだけを希望として申し上げまして、私の補足質問を終わります。

○森田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○森田委員長 本動議について御説明を申し上げます。

○加藤(万)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

○森田委員長 本動議について御説明を申し上げます。

○森田委員長 「賛成者起立」

○森田委員長 起立総員。よつて、本案については森谷直藏君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○原國務大臣 この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。労働大臣原健三郎君。

○森田委員長 ただいまの附帯決議につきましては、政府といつてしましても、これを尊重いたしまして極力御趣旨に沿う所存でございます。

○森田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森田委員長 次に、内閣提出の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を議題とし、審査を進めます。

一、炭鉱閉山の統発に対処して離職者の能力再開発訓練については、その受入れ、援助について特別の配慮を払うよう努力すること。  
二、附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。加藤万吉君。

○森田委員長 この際、森谷直藏君、加藤万吉君、田畠金光君及び大橋敏雄君より、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。加藤万吉君。

○森田委員長 本動議について採決いたします。

○森田委員長 本動議について御説明を申し上げます。

○森田委員長 本動議ごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 「賛成者起立」

○森田委員長 起立総員。よつて、本案については森谷直藏君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○森田委員長 この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。労働大臣原健三郎君。

○森田委員長 ただいまの附帯決議につきましては、政府といつてしまても、これを尊重いたしまして極力御趣旨に沿う所存でございます。

○森田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森田委員長 次に、内閣提出の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を議題とし、審査を進めます。

一、技術革新の進展に対応できるよう職業訓練指導員の資質の向上に努め、このため職業訓練学校の拡充と現任指導員の再訓練を強化すること。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を

改正する法律案

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案  
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を  
改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に  
関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号その二に掲載〕

○森田委員長 提案理由の説明を聴取いたしま

す。労働大臣原健三郎君。

○原國務大臣 ただいま議題となりました失業保  
険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する  
法律案につきまして、その提案理由及び内容の概  
要を御説明申し上げます。

失業保険法及び労災保険法は、いずれも昭和  
二十二年に制定されて以来、数次の改正により逐  
次その内容を整備してきたところであります。が、  
兩保険とも、労働者五人未満の事業所の多くにつ  
いて未適用のままとなっている現状にあり、これ  
らの零細企業に働く恵まれない労働者に両保険の  
適用を拡大し、その福祉の増進をはかることは、  
きわめて重要なことであると考える次第であります。

また、失業保険につきましては、低所得層を中心  
に給付全般にわたってその内容を改善し、失業  
者の生活の一層の安定をはかるとともに、失業保  
険の現状に照らし、保険料率の引き下げを行  
ないまして、国民の負担を軽減する必要があると  
考へるのであります。

さらに、失業保険におきましては、季節的受給  
者の現状、不正受給の状況等にかんがみ、制度の  
健全化をはかる必要があると存する次第であります。  
季節的受給者は、全受給者の約四〇%に達  
し、毎年繰り返して全給付額の約三〇%を受給し  
ており、制度上種々の問題を生じているところが  
あります。このため、短期循環的に離職者を多数  
発生させる事業主から特別保険料を徴収し、これ  
を通年雇用等の費用に充てるによつて不安定

雇用の解消をはかるとともに、被保険者期間の計

算方法を合理化する等の必要があると考えるので  
あります。また、不正受給が年々増加している現  
状に対処するため、これを防止する必要があると  
考へる次第であります。

以上のような事情にかんがみ、政府といたしま  
しては、中央職業安定審議会及び社会保障制度審  
議会に諮問し、本年二月末及び月初めにそれぞ  
れ答申を得、また、労災保険審議会の承認を得た  
上、失業保険法及び労働者災害保険法の一部を改  
正する法律案を作成し、国会に提出いたした次第  
であります。

次に、この法律案の内容の概略を御説明申し上  
げます。

第一は、五人未満事業所に対する失業保険及び  
労災保険の適用範囲の拡大であります。まず、失  
業保険につきましては、労働者五人未満の事業主  
に雇用される者を新たに当然被保険者とすること  
といたしましたが、百万をこえるこれらの事業所  
を一時に適用することには、種々問題がございま  
すので、当面は、製造業等から段階的に適用拡大  
を行なうこととしたいたしました。

次に、労災保険につきましても、労働者を使用  
する事業は、すべて当然適用といたしますが、失  
業保険と同様、危険有害でない業種は、当面、任  
意適用とすることといたしております。

第二は、失業保険における給付のほとんどにわ  
たって、その内容の改善をはかったこととあります。  
たつて、その内容の改善をはかったこととあります。  
たつて、その内容の改善をはかったこととあります。  
たつて、その内容の改善をはかったこととあります。

第三は、失業保険の保険料率の引き下げであり  
まして、最近の失業保険収支の状況を勘案し、ま  
た今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千  
分の十四から十三に引き下げるここといたしました。

第四は、失業保険制度の現状にかんがみ、制度  
の健全化をはかることといたしたこととあります。  
その一は、一般失業保険における保険給付の改  
善であります。まず、配偶者の扶養手当につきま  
して、政令によりその日額を現行の二十円から三  
十円に引き上げるとともに、失業保険金の日額に  
つきましても、告示により、賃金の比較的低い等  
級の日額を十円ずつ引き上げることといたしました。  
たつて、二十年以上の長期被保険者の給付日  
数を現行の二百七十日から三百日に引き上げるほ  
か、技能習得手当の日額も改善することといたし  
ます。

その二は、通常の労働者に期待し得る通常の雇  
用期間さえ満たせば、給付に何らの差別を加えな  
いという趣旨のもとに、受給資格を得るのに必要  
な六ヶ月の被保険者期間の計算につきまして、現  
在は最低四ヵ月二十二日の雇用期間で足りるとい  
ておられるのを、原則どおり満六ヵ月の雇用期間に改  
めるとともに、一ヵ月間の賃金支払い基礎日数を  
一級五百円、第二級三百三十円から、それぞれ第  
一級七百六十円、第二級五百円に引き上げること  
といたしました。さらに、賃金水準の変動等に応  
じてみやかに日額の改善をはかることができるこ  
ととし、たほか、第一級の保険金を受けやすいよう、そ  
の三は、就職支度金及び移転費の改善であります。  
これらの給付につきましては、いずれも福  
祉施設として支給することといたしております。  
が、まず、就職支度金につきましては、従来、失  
業保険金及び扶養手当の合計額の三十日分または  
五十日分であったものを、一定の場合さらに二十  
日分を加算することとし、また、移転費につきま  
しても、着後手当を新設することといたしました。  
第三は、失業保険の保険料率の引き下げであり  
まして、最近の失業保険収支の状況を勘案し、ま  
た今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千  
分の十四から十三に引き下げるこことといたしました。

その一は、三年間連続して短期離職者を多数発  
生させた事業主から、特別保険料を徴収し、これ  
を通年雇用等季節的失業の防止のための費用に充  
てることといたしたこととあります。なお、特別  
保険料の内容につきましては、事業主に過大な負  
担とならないよう留意いたしておりますが、特に  
中小零細事業主については、離職者五人まででは徴  
収しない等特別の配慮を加えているところであり  
ます。

その二は、通常の労働者に期待し得る通常の雇  
用期間の整備等に関する法律案につきま  
しては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及  
び労働者災害保険法の一部を改正する法律及び  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に  
伴う関係法律の整備等に関する法律案につきま  
しては、中央職業安定審議会及び社会保障制度審  
議会に諮問し、本年二月末及び月初めにそれぞ  
れ答申を得、また、労災保険審議会の承認を得た  
上、失業保険法及び労働者災害保険法の一部を改  
正する法律案を作成し、国会に提出いたした次第  
であります。

以上この法律案の提案理由及びその概要につき  
まして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あ  
らんことを願ひ申し上げます。

次に、ただいま議題となりました労働保険の保  
険料の徴収等に関する法律案、及び、失業保険法

して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

さきに提出いたしました失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案においては、両保険の当然適用の範囲を労働者五人未満の零細事業に拡大することいたしておりますが、これにより、今後新たに両保険の適用を受ける事業の数は、大幅な増加が見込まれております。

これら零細事業について、失業保険と労災保険とでそれぞれ異なった手続方法によって、別個に適用徴収の事務処理を行なうことは、事業主に過重の事務負担をかけることとなり、また、保険事業運営の面から見ましても効率的な事務処理が期しがたく、このため、両保険の一元的な適用と保険料徴収方法の一元化を行なうことによりまして、保険加入者の利便と両保険の適用徴収事務の簡素化、能率化をはかる必要があると考えます。

また、かねてより、関係審議会等各方面からも、労働者五人未満の事業への適用拡大の際、あわせて、両保険の適用徴収の窓口及び事務処理方法等の一元化をはかるなどを強く要請されてきたところであります。

まず、労働保険の保険料の徴収等に関する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

いう一つの保険関係とし、両保険の適用徴収事務を一元的に処理することといたしております。  
適用のしかたは、ほぼ現行の労災保険のとおり、各事業を単位として建設業等数次の請負によるものにつきましても、労災保険と同じく、原則として工事ごとに元請で一括して処理することといたしております。

第二に、保険料につきましても、現行の労災保険と同じく、毎年度の初めに、その事業で一年間間に支払われる賃金の見込み額に両保険の料率を合算した保険料を乗じ、これを概算保険料として徴収することとし、その年度末までに実際に支払わされた賃金に基づき、過不足を精算することとしたしております。

とあわせて、これらの法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備及び必要な経過措置を定めるものであります。

これらは、いずれも、各法律案の附則事項であります。立法技術上まとめて一法律案として整理することいたしました次第であります。

以上、二法律案の提案理由及びその概要についてまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○瀧谷委員長代理 次に、労働関係の基本施策に

関する件について調査を進めます。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。  
す。河野正君。

もは三月二十四日の東京地裁で行なわれました大  
闘裁判の判決、この点を特に重要視いたしまし  
て、いろいろとこの委員会において議論をいたし  
につなでござりますが、きょうはそういう点とも

関連をして、特に福岡の中央郵便局で行なわれました労使紛争、具体的には郵便番号の自動読み取

り区分機の導入をめぐります労使紛争でござりますが、この問題についていろいろとお尋ねをいたしてまいりたい、かようにもううわけでございます。

そこで、まず最初には、いろいろと合理化政策というものが進められていく、その中で、合理化問題を中心として、労使紛争というものがしばしば

ば繰り返されていく。そこで、この合理化政策を推進するについては、労使がもつと話し合いを行ない、そしてその中から解決方策を見出してい

く、そして紛争を未然に防止していく。こういうことがきわめて望ましいと思うわけでござります。特に、今回の福岡の中央郵便局におきます自動読み取り区分機の導入につきましても、なお話

し合いが行なわれておる過程の中では強行されてしまふ。こういうところに私は非常に大きな問題がある。

そこで、先般は東京地裁の大閥裁判の判決をめぐって、いろいろ討議をいたしてまいりました経過もございますので、こういった合理化をめぐる福岡の中郵の問題、あるいは北海道の札幌局の問題について、ひとつ労働大臣のほうから、合理化をめぐる労使紛争の状況に対して、どういうふうにお考えになつておるか、まず見解を承つてしまひたいと思います。

○原国務大臣 労政局長から答弁させます。  
○河野(正)委員 これは基本的なことを言つてい

るわけですから、労働大臣がますね答えになつてあなたが補足するならよろしいですよ。基本的なことは、やはり労働大臣から見解を述べられ、そりあとであなた方が具体内で補足される。

○松永政府委員 こういう運営をやつていかぬと……。具体的な問題であります。

○河野(正)委員 具体的な問題ではありませんよ。それはもちろん具体的な問題を出しましたけれども、基本的な、要するに労働基本権の問題で

いう意味ではまず労働大臣からお答え願いた

○原国務大臣 私がお答え申し上げます。い。  
そういうふうに、らんばん分争が起きました場合このおい

では、労使双方において十分胸襟を開いて相談し、話し合いをしていくことが望ましいと、こう考えております。

○河野(正)委員 労使間の紛争を防止するためには、やはり労使が胸襟を開いて話し合いを進めしていく、その中から円満な解決方策を見つけていく

ところが望ましいことは、いま大臣から基本的な見解として述べられたとおりでござります。

が、福岡の中央郵便局におきまする自動読み取り機の導入にいたしましても、やはり労使間の話し合いというものが完全に実行されておらない。しかも現実の問題としては、この搬入を阻止しようとする組合員と機動隊との間に激突が行なわれて、組合幹部三名が逮捕されたという不幸な事態が生じておるわけです。この郵政業務といふものは、国民に対しまするサービス行政でござります。サービスをもつて国民にこたえていかなければならぬ郵政行政の中で、こういった事態が起つてまいりますことは、私どもはまことに残念に考えるところでございます。

そこで、私は現場の状況を知つておりますので、きょうはまず、先ほど基本的には労働大臣から見解が述べられたわけでございますが、ひとつ当事者である郵政当局の見解をお尋ねしておきたい、かように考えます。

○木村(睦)政府委員 福岡におきます問題は、自動読み取り機を搬入いたしました場合に起きた、まことに遺憾な事件でございますが、この問題につきましては、すでに一月以来、労使の事前協議の

協約に基づきまして話を進めてまいつたわけでござります。一方におきましては時間短縮に関する問題もございました。しかし、この読み取り機の問題は、すでに東京あるいは大阪においては試験をいたしておる、また、今後の郵政業務の合理化のためにもぜひ必要であるということから、既定の計画に基づいてこれを使用する方針でおつたわけでございます。最初の考えでは四月の三十日ごろからこれを搬入して使用いたしたい、こう考えておつたのでございますが、その後の組合とのいろいろな話し合い等の経過を見まして、少しづらせまして実は先般搬入した、こういうことでございます。

一方におきまして、時間短縮の問題につきましては、これはかなり時間のかかる問題でもございましますし、今までの労使の交渉の経過を聞いてみますと、時期尚早であるという意見も出まし

でございますので、そこでこの読み取り機の問題につきましては、各個に個別的に話ををしていこう

といふうなことで、並行して問題を処理していく

くという線に沿いまして、読み取り機の問題は、福岡の場合には先般搬入した、こういうふうな事

情になつておるわけでございます。

○河野(正)委員 経過はそのとおりでございま

しょうけれども、いまの次官のお答えでは、一種の経過報告であつて、郵政省としての見解といふものには非常に不十分なものがござりますね。

私ども、今回の問題を振り返つてみて痛切に感

じますことは、先ほど労働大臣のほうから、や

はり合理化問題をめぐつては、労使というものは

胸襟を開いて、ざっくばらんに話し合ひなさい、

それが紛争を防止し得る最大の道だ、こういう意味での御発言があつたわけでござりますけれども、今回郵政省がやつております態度を見てお

りますと、自分たちの目的を貫くためには、労

働者の立場といふものはどうあつてもよろしいの

だ、労働者の言い分といふものはどうあつてもよろしいのだ、おれの目的さえ達成できれば、自分

のところの従業員はどうなつてもいいのだ、こう

きまする愛情といふものが、片りんも見ることが

できない。こういう事態では——この労使間の紛

争といふものは私も何度もこの委員会で取り上げてまいりました。が、一つも郵政につきましては反省のあとがない。ですから、私どもも何とか円満

にと思うけれども、むしろ郵政当局側が自分たちの野望を達成するために、労使間の健全な慣行と

いうものを確立するというより、むしろ破壊をするというふうな態度をとつておられることが私どもは率直にここで指摘をせざるを得ないと思いま

す。これは後ほど私は具体的な例をあげて申し上げます。私は苦い体験をしてまいつておりますが、それはもう新聞紙上でも非常に高く評

価しております。そういう何にも努力せぬで、人

のふんどしで相撲をとるよう、中庭での、一番大

きな労働者のおつた位置でございますが、その問

題は未然に防ぐことができた。そしてほつと

したということはどういうことですか。あらゆる

努力をしてそういう不幸な事態が回避されたとい

うことであれば、ほつとされてもけつこうだと思

う。そういう一切の努力は何らなすことなく、そ

ういう結果が生まれたならば、何か私たちの手

柄のような新聞談話については、私どもは全く納

得することができない。こういうことでは、いま

次官から労働大臣の姿勢と同じ姿勢でやつていき

たいというような御見解であつたけれども、現実

には次官のそういう見解が実施されおらぬとい

うことに私は非常に大きな問題があると思うので

す。いま私が申し述べたような事実について、次

官はどういうふうにお考えですか。

○木村(睦)政府委員 おそらく郵便局長が申し上

げましたのも、手柄話のような気持ちでは言つて

いないと思うのでござりますが、既定の方針をと

にかく実行するということに努力をいたした結

果、それがいろいろ遺憾な点はございましたが遂

行できただということで、そういう思想を述べたの

じゃないかと思っております。しかし、今後とも

事務の能率をあげます上におきまして、労使十

分に協調いたし、また組合の協力を得なければい

けないことでござりますので、この点におきまし

ては、今後とも郵政局長を十分指導して遺憾のな

いようにやらせたい、かように考えておりま

す。

ところが、私はここに指摘をしたいと思います

が、十二日の福岡中郵で起つた紛争事件の

あと、福岡中央郵便局の局長が新聞談話誌を発表さ

れております。その一節をここでそのまま読み上

げます。「混亂は予定していたがともかく最後の

今度の福岡中央郵便局に読み取り区分機を導入

する、そのためには、かなり当局側の労務に関係す

る職員が現地に派遣されておりますね。これはど

しゃつても、これはいつまでたつても百年河清を待つがごとしで、健全な労使慣行というものは生まれないかないと私は思うのです。そういう意味で、いま私が指摘をしたような点について、次官

としては一体どういうふうに反省をしておるのか。先ほどのは経過報告です。私どもが承りたい

のは、経過報告は知つておるわけですから、ひとつ郵政省としてのそういう意味での見解を、ここで明らかにしていただきたい。

○木村(睦)政府委員 問題の、基本的な態度につきましては、先ほど労働大臣がお答えになりました。同じような趣旨で対処いたしておきました。

ただ本件につきましては、片方におきまして時間が短縮あるいは週二日の休暇の問題、これは相当

時間をかけて折衝をしなければ、容易に解決がで

きないというふうな性格を見てお

一方におきまして、読み取り機の問題はすでにスタートいたしておきましたし、またこれによつて郵

便の速達をはかるということで、国民へのサービス

という面から、国民に対しての約束もございま

して、これはこれとしてやっていきたいという考

えでスタートしておりますので、郵政省の基本的

な考え方をいたしましたが、労使の間におきまし

ては友好的に、また十分意を尽くして協議をして

問題の解決に当たつていくという姿勢には変わり

ございません。

○河野(正)委員 郵政業務といふものは国民に対

するサービス業務である、しかし、国民に対する

サービス業務を実施していくためには、やはり從

業員の協力なくしてはできないことをひとつ十分

念頭に置いてもらいたいと思うのです。

ところが、私はここに指摘をしたいと思います

が、十二日の福岡中郵で起つた紛争事件の

あと、福岡中央郵便局の局長が新聞談話誌を発表さ

れております。その一節をここでそのまま読み上

げます。「混亂は予定していたがともかく最後の

今度の福岡中央郵便局に読み取り区分機を導入

する、そのためには、かなり当局側の労務に関係す

る職員が現地に派遣されておりますね。これはど

ういら職務の方がどの程度派遣をされておるのか、この点についてひとつ明らかにしていただきたい。

○山本(博)政府委員 お答えをいたします。

当局の福岡中央郵便局の管理者が、約三十名そ  
の衝に当たつておるほかに、熊本の郵政局から約四十名が応援に出かけております。並びにその近隣の局からの管理者の応援、それが約二、三十名、正確な数字は覚えておりませんが、大体そ  
くらの管理者が、福岡中央郵便局でその仕事に當たつたということをごさいます。

○河野(正)委員 大体数字は百名程度の人、現  
場に派遣されたということのようです。  
そこでもう一つ伺つておきたいのは、どういう職務の方が派遣をされたのか、何を目的に派遣をされたのか、その二点についてひとつお答えいただきたい。

○山本(博)政府委員 機械の搬入にあたりまし  
て、前夜から約千五百名くらいの組合員並びに支  
援団体の人々が構内に入り込み、並びに外でピケ  
を張る、そういう事態がございましたので、あら  
かじめできるだけ混乱をしないように、ないしは  
機械搬入にあたつてそれが円滑に行なわれるよう  
に、そういう目的をもしまして、約三十名の現地の  
管理者ではそういう事態に適切に対処し得ること  
はできないだらうといふ判断で、いま申し上げた  
ような郵政局並びに近隣の管理者を、その局内に  
おきまして、いろいろな問題の処理に当らせる  
ということをさせたわけありますが、その人た  
る仕事は、いま申し上げた混乱の防止、あるいは  
機械の搬入ができるだけ円滑に進めるためにとい  
うことのございます。

○河野(正)委員 その当局が読み取り区分機を導  
入しようということですから、そのためにその作  
業を容易にするとということは、それは議論として  
わからぬことはございません。しかし第一に、い

ま人事局長がおっしゃったように、混乱を防止す  
るためにといふ理由が述べられたが、現実に混乱  
を防止するようにといふ使命を与えられて派遣さ  
れておるのかどうか、この点、ひとつ伺つておき  
たいと思います。

○山本(博)政府委員 本人たちが派遣される場合  
には、私がいま申し上げたような目的をもつて派  
遣されておるというふうに承知しております。  
○河野(正)委員 派遣する際に、混乱を防止する  
ようにといふことが任務であつて、事実この労使  
紛争を刺激するような、挑発するような、そういう  
暴力的な態度に出てきておるという事実があれ  
ば、どういうふうにお考えですか。

○山本(博)政府委員 私が現在まで入手しております  
情報では、福岡中央郵便局の機械の搬入に際  
しまして、いわゆる暴力的な行為といふものは双  
方になかつたというふうに聞いております。

○河野(正)委員 現地からは、暴力的なごろつき  
のよきな態度、行動をすれば、派遣した任務に非  
常に大きな違反をするわけですから、おそらくそ  
ういう行動に移つたといふことは御報告がないで  
しょう、常識的に判断をして。ところが現地にお  
けり、熊本郵政局という腕章をはめられた方がか  
なりおられましたが、全くやつておられる行動と  
いうものは、一般社会における、これは平たいこ  
とばかり申しますと、ごろつき、ぐれん隊のたぐ  
いではないですか、やつていること、言つている  
こと。それはよく、しばしば私どもはこういう場  
合に遭遇いたしますが、非常に興奮をして労働者  
の諸君が攻撃的なことばを使うことを、私たちは  
承知しております。ところが、当局側としては、  
混乱が起らぬよう配慮をしてこの百人前後  
の管理者を派遣したといふことが、非常に想  
像できますからね。それを自主退去させようと  
なれば、現地に派遣された職員といふものは、非常に  
不幸な事態が起こらないよう、至ら  
ないよう、という配慮で派遣されたとするなら  
うものが、不幸な事態が起こらないよう、至ら  
ないよう、という配慮で派遣されたとするなら  
うものは、非常に心配です。こういう事態をここで聞  
き入れられて、一体どういう気持ちがいたします  
か。政務次官の率直な心境を私は聞かしていただき  
たいと思うのです。

○木村(陸)政府委員 先ほど人事局長が申し上げ  
ましたように、派遣いたしました者は、読み取り  
機が円満に搬入できるようによつてこの使命を  
もつて行つたと思います。現地の報告は、私もい  
まお話しのよきなことがあつたといふことは聞  
いておりませんが、あるいは想像ですけれども、千  
五百人ほどの人が集まつて、これに対する抵抗が  
あつたといふことから、なま身の身ですか  
ら、あるいは不穏な言辭等があつたかもしだ  
れぬことを思ひますけれども、もしそういうことがあつた  
といつたら、これはやはり十分本人が反省

動をここで実演してみせましょうか。人事局長下  
ります。いやしくも当局側が、現地の混乱を防  
止するようにといふ使命を与えられて派遣さ  
れておるのかどうか、この点、ひとつ伺つておき  
たいと思います。

○河野(正)委員 これは本人がそういう事態が  
あります。いやしくも当局側が、現地の混乱を防  
止するようにといふことで管理者を派遣したと言  
います。それはおそらく、ぐれん隊、ごろつきのよう  
な言動をやつたということは、その地方から報告  
はないでしょう。現実はいま申し上げますよう  
に、私は率直に申し上げますが、全くぐれん隊、  
ごろつきの言動です。これではたして百名の管理  
者を派遣して、そして労使間の紛争といふものを  
円満に解決しようといふ御意思があるのかどう  
か、私は全く疑わざるを得ない。これは少なくとも  
もし政務次官がおっしゃつたように、また人  
事局長がおっしゃつたように、百名の派遣された  
人員といふものは、何とかして労使間の紛争とい  
うものが、不幸な事態が起こらないよう、至ら  
ないよう、という配慮で派遣されたとするなら  
うものは、非常に心配です。こういう事態をここで聞  
き入れられて、一体どういう気持ちがいたします  
か。政務次官の率直な心境を私は聞かしていただき  
たいと思うのです。

○木村(陸)政府委員 先ほど人事局長が申し上げ  
ましたように、派遣いたしました者は、読み取り  
機が円満に搬入できるようによつてこの使命を  
もつて行つたと思います。現地の報告は、私もい  
まお話しのよきなことがあつたといふことは聞  
いておりませんが、あるいは想像ですけれども、千  
五百人ほどの人が集まつて、これに対する抵抗が  
あつたといふことから、なま身の身ですか  
ら、あるいは不穏な言辭等があつたかもしだ  
れぬことを思ひますけれども、もしそういうことがあつた  
といつたら、これはやはり十分本人が反省

しなければいけないと私は思います。当局が派遣した  
の趣旨とは違うわけでございますので、もしそ  
ういう事実があつたとしたら、十分今後考えてい  
かなければならぬ問題だ、かように思ひます。  
○河野(正)委員 これは本人がそういう事態が  
あります。いやしくも当局側が、現地の混乱を防  
止するようにといふことで管理者を派遣したと言  
います。それはおそらく、ぐれん隊、ごろつきのよう  
な言動をやつたといふことは、その地方から報告  
されています。私は率直に申し上げますが、全くぐれん隊、  
ごろつきの言動です。これではたして百名の管理  
者を派遣して、そして労使間の紛争といふものを  
円満に解決しようといふ御意思があるのかどう  
か、私は全く疑わざるを得ない。これは少なくとも  
もし政務次官がおっしゃつたように、また人  
事局長がおっしゃつたように、百名の派遣された  
人員といふものは、何とかして労使間の紛争とい  
うものが、不幸な事態が起こらないよう、至ら  
ないよう、という配慮で派遣されたとするなら  
うものは、非常に心配です。こういう事態をここで聞  
き入れられて、一体どういう気持ちがいたします  
か。政務次官の率直な心境を私は聞かしていただき  
たいと思うのです。

○河野(正)委員 これは本人がそういう事態が  
あります。いやしくも当局側が、現地の混乱を防  
止するようにといふことで管理者を派遣したと言  
います。それはおそらく、ぐれん隊、ごろつきのよう  
な言動をやつたといふことは、その地方から報告  
されています。私は率直に申し上げますが、全くぐれん隊、  
ごろつきの言動です。これではたして百名の管理  
者を派遣して、そして労使間の紛争といふものを  
円満に解決しようといふ御意思があるのかどう  
か、私は全く疑わざるを得ない。これは少なくとも  
もし政務次官がおっしゃつたように、また人  
事局長がおっしゃつたように、百名の派遣された  
人員といふものは、何とかして労使間の紛争とい  
うものが、不幸な事態が起こらないよう、至ら  
ないよう、という配慮で派遣されたとするなら  
うものは、非常に心配です。こういう事態をここで聞  
き入れられて、一体どういう気持ちがいたします  
か。政務次官の率直な心境を私は聞かしていただき  
たいと思うのです。

では、お話のような事実があるようには聞いておりませんので、なおよく実情調べた上で善処をいたしたいと思います。

○河野(正)委員 そういうことになりますと、私はここでいろいろ具体的な事実を披瀝しながら、あなたの見解をお伺いしておるのですけれども、どうも私の発言というものが信用ならぬとでもおっしゃっているのですか。お考えになつておられますか。その点どうですか。

○木村(睦)政府委員 別に信用していないわけではありませんけれども、お話を十分承つておりますが、なお現地の責任者からよく事情を聞き、またこちらも調べました上で善処したいと思ひます。

○河野(正)委員 それでは、私どもはひとつ委員長に提案いたします。

この際、地方からいろいろ意見を求めて、その真相が伝えられるかわかりません。私どもは信用するわけにまいりません。そこで、その間の真実

といふものを、この委員会の席上において明らかにしたいと思う。そういう意味で、次回の委員会に、現地に派遣された——しかもその派遣された方々は、こういう労使間の紛争というものをぜひ防ぎたい、防がねばならぬという使命を受けて派遣された管理者の方々、この管理者の方々を見ひこみやうとして、この真実といふものを見出してまいりたい。この点ひとつ委員長に対してもう一度要求いたします。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

○木村(睦)政府委員 ただいまの河野先生の御指摘のような事実がありますれば、まことに遺憾であります。すみやかに調査の上厳正な処置をとることをお約束いたします。

○河野(正)委員 いま、次官お答えのとおり、ひとつ厳正に処置をしてもらいたいと思います。

そこで、私どもが心配いたしますのは、今回読み取り区分機の導入をめぐっての紛争があつた。

しかし、主力は自主退去という形で未然に紛争が

防止されましたから、私ども、その点は、問題はありません。いろいろあとは残りますけれども、一応よかつたというふうに判断をいたすところでございまます。ところが東京、大阪、北海道というふうに導入するについては、労働条件その他どうあるべきかというふうな交渉がいろいろ持たれておるところです。それから今回紛争のございました福岡中央郵便局においても、近く読み取り区分機のはかに郵便物の自動取りそろえ機、自動押印機が導入される、こういうふうになつておる予定のようです。それから今後熊本中央郵便局、鹿児島中央郵便局、それから門司局——熊本郵政局管内でもなお三ヵ所の合理化が行なわれる予定のようです。そこで、今回紛争のございます。そこで、今回の紛争というものを教訓にして、今後この事態について対処されなければ、幾らここでいろいろ責任を追及しても、また労使間の紛争を繰り返すことになるのですから、私は、今回の紛争といふものはこれを最後にして、あとは冒頭に労働大臣から見解の表明がございましたように、労使間で十分話し合ひを煮詰めて、そして実際に移していくということがきわめて望ましいと思ひますし、またそうあってもらわなければならぬというふうに考えるわけでございます。特に、今後読み取り区分機が導入されても、その稼働ができるかできないかということについては、やはり組合側の協力がなければできぬわけです。そういうふうに私は考えておりますが、今回の紛争の原因の一端でもございまますので、この際ひとつ労働大臣からも御見解を承つておきたい、かように考えます。

○原国務大臣 当局は合理化を進めていくことを思ひます。

そこでこの際、労働大臣にも見解を承つておきたいと思いますのは、合理化、機械化によって生ずる余裕時間といふものは、やはり労働時間の短縮といふ問題に結びついていかなければならぬと

いうふうに私どもは考えておるわけであります。

○河野(正)委員 おきたいことは、労働大臣の仰せのとおりだと思います。

そこで、今後合理化をめぐつて、長期合理化計画といふものが出てくると思うわけでございます。

が、そういう長期合理化計画について、円満な話し合いをさらに今後とも続けていく、そういう中

から円満な解決方策を見出していく、こうなればならないと思うし、またそうあつてもらわなければ

ばきょうここで取り上げた意義というものがなくなりると思うのです。そういう意味で結論的に郵政

次官から、長期合理化計画等について円満な話し合いを続けていくのだ、そういう方針といふもの

を、この際ぜひ聞かせていただきたい、こういうふうに思います。

○木村(睦)政府委員 郵政業務の機械化、合理化においてよく話し合つて、そうして話し合ひのものとに話が妥結していく

といふふうに、双方で十分話し合ひをされることを私どもは望んでおります。

○河野(正)委員 郵政省としても、いま申し上げるような労働事情といふものは世界の趨勢でもござりますから、交渉の中でそういう点もひとつ十

分生かしてもらいたい、こういうふうに思ひます。

そこで、時間が長くなりましたが、いざれにしても郵便業

が絶対に必要でございます。ただいまお話をございましたように今後十分その点に配意をいたしました。

第一類第七号 社会労働委員会議録第十七号(その一) 昭和四十四年五月十四日

とが結果的には、国民にサービスをもつて応ずるということになるわけでございますので、ぜひひとつ、いまお答えの方針で臨んでいただきたい、こういうふうに思うわけです。

先ほど次官のほうから、いろいろ今回の紛争事件の責任問題については御発言等がございましたので、私からあえて重ねて申し上げる必要はないと思いますが、しかし、もし適切な処置というものが不幸にしてとられない、あるいは約束が踏みにじられるということになりますれば、大体私の手元には、ぐれん隊、ころつきのたぐいといいます。それが、そういう人物が一体だれだということは氏名がわかつておりますので、この際その氏名を提示をして本委員会に招致をする、こういうことで今後の議事を進めてまいりたい、こういうふうに思いますので、その点については、委員長からひとつ御発言をこの際願つておきたい、こういうふうに思います。

○森田委員長　ただいま河野委員から御発言がありましたその趣旨を尊重するように、委員長からも要請いたしておきます。

田邊誠君。

○田邊委員　いま福岡中郵の問題に関して河野委員から質問がございましたが、私は、たびたび郵政の労使関係の問題で、当委員会においても質疑がかわされたことは、たいへん残念だと思っております。きょうは、特に紛争を処理したいと念願しておった国会議員に対してすらも、きわめて非礼な態度をとっているような管理者があることを聞きまして、非常に私遺憾に思います。

大体この自動読み取り区分機の導入は、私もたびたび取り上げて質問をいたしておりますけれども、それほど、労使間においての話し合いかつて、全くにおいての話し合いかつて、全くの強行突破して導入しなければならぬ性質のものじゃないはずです。十数年間に何百台、何千台の区分機が入るわけじゃないのです。やはりまだ五年、十年の間は、職員の手によるところの区分を主体として事業が行なわれているという事態は、これは変わらないことです

から、そういった点からいつても、やはり労使間の話し合いが十分済んだあとでやるべきである。われわれは、実はその後の状態を見ておりましたと、郵便番号を書くというような状態あまり上昇カーブをたどってないんですね。低迷しているんです。そういうふうな点からいつても、まだまだ國民に対するPRや、準備や、労使間の話し合いを経た後でもって、この問題に対して対処すべきである、こういうふうに考えておるわけがあります。

○木村(陸)政府委員　ただいまお説のとおりにわれわれも考えておりまして、この読み取り区分機を全般的に普及するのに、かなりの時間もかかります。また機械そのものも、使用しながらさらによく開発をしていくという面もございますので、当分の間は従来の方法とあわせてやる。また将来に向かっては、非常にこれがサービスの向上になりますので、あらゆる面におきまして従業員との十分な連携と、そして従業員の協力を得ましてこれをやついていく、こういう考え方には従来とも変わりはございません。

○田邊委員　そこで、この四月十七日なり二十四日になり、全通が実力行使をやつた前後において、全国においてかなりのトラブルが起つておる、こういうことを私は聞いておるわけであります。私は、その原因は一体どこにあるのかということに対して、郵政当局は正しく認識をしてもらおなければならぬと思うのですが、最近確かに一部のはね上がりがあることに対して、私はこの春闘における賃金交渉というものは、前進をした段階で話し合いかつて進んでおつたのでござります。にもかかわらず、地方において種々のそういう暴力事件が起つたということは、先ほど申し上げましたように、全面的な分析は済んでおりませんけれども、やはり全部管理者側に問題があるということではなくて、私も管理者側にも全然ないとはいまここで断言できません。私は、その原因は一体どこにあるのかということに対して、郵政当局は正しく認識をしてもらおなければならぬと思うのですが、最近確かに一部のはね上がりがあるようありますね。いわゆる全学連中核派と称する人たちに類するような思想を持った人たちもあるかもしれませんけれども、それほど、労使間においての話し合いかつて、全くの強行突破して導入しなければならぬ性質のものじゃないはずです。十数年間に何百台、何千台の区分機が入るわけじゃないのです。やはりまだ五年、十年の間は、職員の手によるところの区分を主体として事業が行なわれているという事態は、これは変わらないことです

を通じて、かなりトラブルがあるということの原因は、私は非常に重大だとと思うのです。一言で言えば、そのいろいろなトラブルがある要因の中、管理者に対する不信感が非常に大きくなつておるという事実を私は見のがせないとと思うのです。そういうふうな点からいつても、まだまだ国に對するPRや、準備や、労使間の話し合いを経た後でもって、この問題に対して対処すべきである、こういうふうに考えておるわけがあります。

○山本(博)政府委員　ただいま御指摘になりましたような要因があるかどうか、ということは、本年の春闘には相当の暴力事件に類するものが発生いたしておりますので、全部分析をいたしまして、大体こうだらうというところで、実は済んでおりません。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

しかしながら、いまおっしゃつたような点が、必ずしもないと私は思いません。同時に、管理者の側からいたしました。これは類例のない最近の現象でござります。ことに、ことしの春闘は、組合と官側とが本質的に対立をするというような問題ではございませんで、むしろ従来よりも、今次の春闘における賃金交渉というものは、前進をした段階で話し合いかつて進んでおつたのでござります。にもかかわらず、地方において種々のそういう暴力事件が起つたということは、先ほど申し上げましたように、全面的な分析は済んでおりませんけれども、やはり全部管理者側に問題があるということではなくて、私も管理者側にも全然ないとはいまここで断言できません。私は、ここに郵政省の何か強い締めつけがあるのではないか、強い指導があるのではないかなどとどうしても感ぜざるを得なくなる。いろいろなものをつけながら、いろいろな事実を関連させてみて、いろいろな事実に対する強い締めつけが、いろいろな面においてあらわれておるのじゃないか。さつき河野委員が、同時に労働組合側の、あるいは従業員側のいろいろな問題点といふものも相当にござりますけれども、それほど、労使間においての話し合いかつて、全くの強行突破して導入しなければならぬ性質のものじゃないはずです。十数年間に何百台、何千台の区分機が入るわけじゃないのです。やはりまだ五年、十年の間は、職員の手によるところの区分を主体として事業が行なわれているという事態は、これは変わらないことです

○田邊委員　人事局長、あなたは私の質問に対し

て正しく答弁しなさい。私は、管理者に責任があると一言も言つてないじゃないか。管理者に対する不信感があるのじゃないかと言つておられるのではありません。私は、その要因の中に、いわゆる管理者と組合員の間ににおける不信感が、かなり増大しておるというふうに私は考えておるのです。これが組合の闘争の中で爆発する、こういうふうなことがあるのじゃないかと私は思つておるのですけれども、そういうふうな点に対してどうお考えですか。

○山本(博)政府委員　ただいま御指摘になりましたような要因があるかどうか、本年春闘には相当の暴力事件に類するものが発生いたしておりますので、全部分析をいたしまして、大体こうだらうというところで、実は済んでおりません。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

しかしながら、いまおっしゃつたような点が、必ずしもないと私は思いません。同時に、管理者の側からいたしました。これは類例のない最近の現象でござります。ことに、ことしの春闘は、組合と官側とが本質的に対立をするというような問題ではございませんで、むしろ従来よりも、今次の春闘における賃金交渉というものは、前進をした段階で話し合いかつて進んでおつたのでござります。にもかかわらず、地方において種々のそういう暴力事件が起つたということは、先ほど申し上げましたように、全面的な分析は済んでおりませんけれども、やはり全部管理者側に問題があるということではなくて、私も管理者側にも全然ないとはいまここで断言できません。私は、ここに郵政省の何か強い締めつけがあるのではないか、強い指導があるのではないかなどとどうしても感ぜざるを得なくなる。いろいろなものをつけながら、いろいろな事実を関連させてみて、いろいろな事実に対する強い締めつけが、いろいろな面においてあらわれておるのじゃないか。さつき河野委員が、同時に労働組合側の、あるいは従業員側のいろいろな問題点といふものも相当にござりますけれども、それほど、労使間においての話し合いかつて、全くの強行突破して導入しなければならぬ性質のものじゃないはずです。十数年間に何百台、何千台の区分機が入るわけじゃないのです。やはりまだ五年、十年の間は、職員の手によるところの区分を主体として事業が行なわれているという事態は、これは変わらないことです。私は、そこには、確かに、労使間の問題があるのかもしれない。それはもう別であります。それは、やはりまだ五年、十年の間は、職員の手によるところの区分を主体として事業が行なわれているという事態は、これは変わらないことです。それが、私は当委員会でたびたび郵政の労

使関係について取り上げている一連の、一つの根源じゃないか、こういうように思うのですが、あなたのほうはそういうことは全然感じませんか。

○山本(博)政府委員 かねがねこの問題につきましては、私たちも労使間、できるだけ円満な関係でいきたいということは希望いたしております。

現場の管理者が、いつもねつて、下に非常に強いといふような傾向がある、これは私は、特に郵政省の現場においてそういうものが強くて、それが労使間に直ちに正常な関係をもたらしておるということは、一がいには断定できないと思ひます。むしろ従来の管理者の方自身に非常に問題がありまして、私のほうで世論調査といいますか、管理者の日常生活についていろいろな問題を調査をいたしましたことがござりますが、そのときに、ちゃんとなすべき命令、なすべき指示、あるいは指導、こういうことについて十分なし得てないという管理者の数が相当ございました。これはむしろ必要以上に部下に対して、あるいは組合に対して遠慮をして過ぎて、言うべきことも言つていいというのをかねが非常に強いたしております。そういう点が自分の日常生活における職責というものを全くうするという意味での強い指導というものは、どういう形かでいろいろな、それぞのの管理者の運動というものを通じて出ておると思いますけれども、決して毎日の職責を全うするということ以上に、職責を離れて上の者におもねるとか、下の者にお強く出るとかいうようなことについては、むしろ私たちは望ましい管理者ではないと思っておりますし、またそのため私たちはそういう指導を歓迎するということは、これは指導もいたしておりませんし、逆にそういうことのないようになると、いう指導こそ十分いたしておるつもりでございま

ただ、これだけ三万人もの管理者がおるわけでもござりますから、中にはそういうわれわれの指導とは違つて、そういう、いまおっしゃられたようなことは、全く一人もいないということじやなくして、そういうことが絶対ないとは私も申しません、あり得ることだと思います。しかし、これは特に郵政省の現場だけの問題じやなくて、そういう特殊な例外というものは、どこの組織の中にも

す。これは私は、この前これを取り上げたのですが、あなたのほうでは都合のいい掲示は、いわゆる同志会のグループに対しては、局側も掲示を許しておるという事実があつたのです、北海道の函館で。そういうふたことに対する局内の秩序を維持できれば省側、局側の掲示板を貸すことでも認めるのだ、こう言つておるのであります。この組側の掲示板というものを認めておるのですから、

○田邊委員 時間がありませんから、私はまたあとの機会に譲りますけれども、たとえば挑発行為をするにしても、あるいはさつきの自動読み取り区分機の導入に対し管理者がピケを張るとしても、これはやはりやり方があるのであります。無理して相手方を押しのけたり、ひじを張ってぶつかっていつたり、そういうことは私は必要以上のことだと思うのです。したがつて、やつておることはきわめて平面的に見れば同じようなことだけれども、実はそこ自分が何か上からの命令は、必要以上にそれを聞かなければならぬ、必要以上に実行しなければならぬ、一〇〇%ではなくて一二〇%実行しなければならぬ、そこに自分の存在をひとつ浮き彫りにしよう、そういう意識が動いておる管理者が最近多いのです。これは一体何から原因がきておるか、こういうことを実は私は言いたいのでありますけれども、これに対する論争はきょう多少はあるんじゃないのか、その程度のことは、私たちの組織の中にもないとは申し上げかねるという程度だと思います。

そこに組合が、やはり中央からの指示に基づいていろいろなものを張り出す、これの中身について今まで一々厳正なことをやらなければ——あなたたちはうでは、郵政大臣の告示か何か出しておるのだから、省側の掲示板に。そういったことに対する処置は、有無を言わせずそれをはがして取る、組合がまた張る、それもまたはがす、それがエヌ・エス・アーレートしていつて、いわゆる激突をする、こういう面をとらなくても、処置のしかたがあるのではないかというふうに私は思うのです。一体組合の掲示板に張ることに対して、一々あなた方はエックしなければならぬのですか。これはまだ労働者の側からいえば、そういう組合の掲示板なるものを認めておる、こういう事態の中で、一々それは違法だと、適法だと、けしからぬとかいっておつて労使関係が円満にできるのかどうか、その点に対するそれぞれの見解を、端的に伺つておきたいと思います。

それからもう一つついでに、時間がないから……。北見の郵便局もありましたね。これも

つについて、内容の審査をしていたという時代もございました。現在では組合との間で話をいたしまして、掲示板に、組合側がどういう内容であらうが、ひとまず組合側の判断でかけるということです。ただ、現実に張り出されたものの内容が法律に違反しているようなもの、あるいは個人の中傷にわたるようなもの、あるいは非常に政治的なもの、こういうものは幾つか事例をあげまして、組合との協議の結果、そういうものについては出さない、あるいはこちらが審査をして撤去を求めるということについて話し合いついております。現在は、その規則に基づいて利用しておるという実態でございます。

○松永政府委員 一般的にいいますと、たとえば会社の建物等に懸垂幕をたらすとか、会社の垣根に旗を結びつけるというようなことにつきましては、これは会社の管理権といいますか、そういう面から、会社の承認なり許可がなければできないというのが一般的なものの考え方になつております。

は避けたいと思います。  
ただ、最近いろいろな暴力に類する、と人事局長がおっしゃった事件が発生をしておる。ところが、その一つ一つをとってみても、いろいろな原因があるのです。たとえば長崎の局については、四名の逮捕者が出て。ところが、その原因は一体何かというと、最初は、あなたのほうの報告によりますると、組合掲示板にストライキ宣言を掲示した、これを局側が撤去した、こういうのです。これがだんだんと雪だるま式に大きくなつて、最後には暴力に類する事件になつた。こういうので

捕者を出してくれる。これは組合旗や横断幕を掲げておったのを撤去したというのが、これもまたトラブルの最初の出発点なんです。これは労政局長、民間の争議でもそうですが、会社の周围に組合旗を掲げるなどということはいま通常です。常識です。これをまた撤去しなければならない、有無を言わざず撤去するというようなことからエスカレートして、暴力に類する事件が起きたということは、ナンセンスだと思うのです。もっと適切な方法があるはずだ、これに対するところの処置は労使で話し合いをして——争議は

す。組合掲示板というような場合には、いま人事局長からも御説明がありましたように、一々その内容を審査するというやり方でなくて、組合が自分の会社との話し合いによりまして、自分のところに掲げるべき掲示板をきめられた場合には、そこの組合の関係のものは、組合の判断でやるといふのが普通の状態ですが、ただ違法であるとか、あるいは暴力的なものであるとかというようなことがあります。まことに、いまのような打ち合わせがあればやはりそれに従うべきであるというふうに考えます。

○田邊委員 時間がないから論議は譲りまして、最後に一つだけ。

いろいろな事件、トラブルが起つておるのであるが、何か暴力に類する事件が起つたというので警察が自主的に取り調べをしているのもありますけれども、かなりの数の局について、この事件に対し非常に特徴的なのは、いわゆる局側が警察に対して告訴をしているのです。いまの掲示板についても組合旗についてもそうだけれども、問題の本質は一体どこにあるかということを考え対処すれば、この種のことは解決すると思うのです。これと同じように、この事件の問題に対して、これを中でもつていわば部内的に処置しようと、円満に解決しようという精神が欠けているのぢやないかと私は思うのです。さつきの河野委員の質問は同じだと思うのです。事件が起ると、すぐその直後に告訴をしている。もうひとつ警察は徹底的に弾圧します、郵政省はそういう精神なんですね。このことがいいのかどうか、もちろん問題の理非は明らかにしなくちゃいけないでしょう。しかし、その明らかにすべきことは、これはそれぞれの内部的な事情もあり、要因があるわけですから、それに対応してやるべきじゃないか、こういうふうに私は思うのです。全通中郵事件に見られるように、いわゆる刑事事件としては、労働運動の範囲の中ではなかなかとりづらいというのが一般的常識ですね。したがって私は、行政的に処置をすることが何といつても時代に即応したことじやないか、こう思つておるのだけれども、もうすぐさま、それはひとつやつてくださいといふふうに告訴する、こういうやり方をやつているのが、きわめて特徴的にあらわれているのが永見や北見等に見られるのですけれども、これに対しでは郵政次官は一体どういうお考えですか、どういう態度で処置をされておるのか、最後にお聞きしたいと思うのです。

○木村(陸)政府委員 局側と組合、あるいは従業員との間が、どうも円滑にいかない、うまくいかないといったことは、できるだけいまの制約のもとにおける自主性等があつたときに反省をして、できる限り双方ともに反省をしておきますが、依然としてこの賃金決定といふものが長引く、長期化していく。長期化すればどうしても労使間の状況というものが険悪な情勢にな

ないというのは、多くの原因がありましょけれども、やはり私は両者の間の不信感ということが一番大きい問題だらうと思います。この不信感につきましては、できる限り双方ともに反省をしてお先ほどお話をございましたように、違法の事実等がありました場合には、違法の事実であるということが間違ないとすれば、それをどう措置するかという措置をしながらして、やはりそこに不信感等があれば、同じ措置をしてもそれがかえつてしまつた場合もあると思っております。ですから、そういう場合の当局のやり方と一緒に思いますが、いまお話をございましたように、そういう違法行為があつた場合に、直ちにこれを告訴するというふうなことも、もちろん本省から、そういう場合には常に告訴しろというふうな指示もやつております。それ現地におきまして、その責任者が適当だと思う措置をやつておりますので、具体的な告訴事件につきましては、その事件について告訴したことが、全般的から見てはたしてよかつたかどうかかというふうなことは、常に十分考えていかなければならぬ問題だと思います。

そこで、副長官の時間もなかなか許さぬということございますから、今日までこの政労協関係の貸上げについて、早期解決ということいろいろ努力願つたろうけれども、今日の事情というものは、人事院勧告に始まって、閣議決定ないし回答、しかもその回答がゼロ回答だというようなことになって、半年以上もにわざつちもいかぬというような状況が続く、これではこの労使関係が、健全な慣行というわけにはまいりませんので、やはり早急に、長年問題になつてしまつました懸案の事項でもござりますので、ぜひひとつ、この問題が早期に解決するよう御願ひをなされならぬし、この際、これらの点について、官房副長官の御見解をひとつ聞いておきたいと思います。

○河野(正)委員 官房副長官所用もあるようですが、ます最初に、その辺から質疑を行ないたいと思つております。

○森田委員長 河野正君。  
河野(正)委員 おわびを申し上げなればならぬのは、保利官房長官、ただいま地方連絡会議に司会者として出ておりますので、私が代理で伺つたわけでございます。

いまお述べになりましたように、どうも政府関係特殊法人の賃金紛争が例年長引きつある、こういう傾向は、政府としても非常に好ましい状態ではない、こう考えております。ただ、そのことによつて來たるところがなかなか困難であることは御推察のとおり、一般の民間企業と違つて、公益性また公共性がきわめて強い、またそのため法律によつて、そういう事実上の制約を受けております。ただ、そのことによって来る問題であろうと思いま

す。政府といたしましては、ことしの賃金紛争の事実等が重ねてなされるわけでございます。そこで、副長官も今日まで、何とかこの問題が打開できないかということで、いろいろ取り組んでまいつたところでござります。また木村副長官も今日まで、その間にあつていろいろ御配慮いただいてまいりました所につきましては、心から敬意を表するものであります。が、なかなか成果があがらぬというところに、私ども今日の要求が重ねてなされるわけでございます。

そこで、副長官の時間もなかなか許さぬということございますから、今日までこの政労協関係の貸上げについて、早期解決ということいろいろ努力願つたろうけれども、今日の事情というのは、人事院勧告に始まって、閣議決定ないし回答、しかもその回答がゼロ回答だというようなことになつて、半年以上もにわざつちもいかぬというような状況が続く、これではこの労使関係が、健全な慣行というわけにはまいりませんので、やはり早急に、長年問題になつてしまつました懸案の事項でもござりますので、ぜひひとつ、この問題が早期に解決するよう御願ひをなされればならぬし、この際、これらの点について、官房副長官の御見解をひとつ聞いておきたいと思います。

○河野(正)委員 まず、おわびを申し上げなければならぬのは、保利官房長官、ただいま地方連絡会議に司会者として出ておりますので、私が代理で伺つたわけでございます。

○木村(後)政府委員 まず、おわびを申し上げなければならぬのは、保利官房長官、ただいま地方連絡会議に司会者として出ておりますので、私が代理で伺つたわけでございます。

いまお述べになりましたように、どうも政府関係特殊法人の賃金紛争が例年長引きつある、この問題につきまして、今後真剣に検討してまいりたい、こう考えております。

○木村(後)政府委員 その面において、私も同感でございますので、先ほど申し上げましたとおり、いかにして自主交渉を可能ならしめるかという問題につきまして、今後真剣に検討してまいりたい、こう考えております。

○河野(正)委員 そこでできることは、いま官房副長官が述べられた政労協関係の公益性、公共性といいますか、あるいはまた、規制を行なうといわれる第二の理由である財政資金の問題について、私どもの言い分を若干申し上げて、さらにこの問題の前向きの解決が一日も早く実施されるようになります。

そこで、なるほど公共性、公益性がある、ある

いは国が財政援助をやつしている、国の資金であるので、したがつて、国の規制を受けなければならぬ。これは言い分として一分の言い分があることあるわけですね。さればといって、それがあつたしも合理的な理由にはならぬと私は思うわけです。と申し上げますのは、公益性、公共性、だから政労協関係の賃金規制をやるんだ、こうおっしゃつても、民間にも公共性のある企業と、うのはたくさんあるのです。たとえば電気、ガス、私鉄、こういった企業というものは、大いに公益性、公益性というものがあるわけです。しかし、賃金の決定については別に政府が規制するわけじゃなくて、労使間の自主交渉によつて賃金が決定されておる、こういうことですから、政労協に関する、公益性、公益性があるから賃金規制するんですといわれても、私ども納得するわけにいかぬという点が一つ。

それからもう一つは賃金の面でございますが、これは民間においても財政援助を受けておるいろいろな機関というものはたくさんあるわけです。あるいは例の特別措置法というよつた、税制上の恩典に沿しておる機関もたくさんあるわけです。そういう民間の事情から見てまいりましても、国の補助金あるいは財投の融資が出ておる、資金の手当てをしておる、だから政労協の賃金については、規制の必要があるといわれても、いま申し上げましたような問題が一般にあるわけですからね。ところがそういう機関なり企業については何も大蔵省が規制するとか、政府が規制するとか、こういうたてまえになつていないのでですね。ですから、ことは悪いですけれども、ばかの一つ覚えということばがありますが、ばかの一つ覚えよう、政労協の賃金問題が出てまいります場合には、それは公益性、公益性があるから規制はやむを得ぬのじやないか、あるいは財政的な資金の裏づけをしておるから、当然国が規制するのはあつたりまえじゃないか、こういう議論でござりますけれども、それならば、一体一般の民間企業といふものははどうだ、政労協と同じような性格を持つて

いる企業は一体どうなんだということになりますと、いま申し上げましたような事態で、私は、今まで政府からいわれてきた賃金規制の論拠といふものは、これは非常に根拠が薄弱だとう議論をしなければならぬと思うわけです。こういう点について労働省大蔵省から、それぞれ解を承っておきたい、かように思います。

○松永政府委員　ただいま政府関係の特殊法人が百十数つあるというふうな現状でございますが、そのうち政労協として労働組合の面で組織されたおのが、たしか四十四というふうに承知をいたしております。

そこで、百幾つの団体が、それぞれ事業目的がありまして、おつしやいましたように公共性につきましても、それぞれいろいろなニュアンスの違ういがあるかと思うのであります。したがつて、労使関係の面におきましても、そういうのに応じて多少の違い、たとえば賃金決定の時期等につきましても、政府の予算であるとかえられておるといいますか、政府まるがかえのような、事業費全額国庫といったようなものと、それから自前でやっておるようなところでは、賃金決定で多少の違いは出ておるようでございます。

そこで、おつしやいましたように、公共性と、それから労使関係、労組法適用というたてまえをどう調和させるかということが問題の焦点になるかと思うのであります。現実の問題といたしまして、たとえば公労協等におきましては民間賃金、國家公務員、生計費等を勘案して賃金をきめるという法律の規定がござります。

そこで、民間賃金の動向を見てきめようといふな、ようなことで、やはり自主決定というたてまえでありますけれども、民間賃金の動向を見て、大体きまつたようなところでもって実際にこれが処理される、そういう意味におきましては、民間賃金の動向といふものに規制をされるというような事実上の規制があるのでございます。

それからまた、たとえば全駐労という組合がございます。この組合の賃金決定は秋になされる。

それは国家公務員との関係が非常に濃密である。事実上、防衛省が雇用主でござりますから、そういう意味から国家公務員の賃金がきまって、その動向を見ながら賃金をきめるというような組合もございます。

それから純民間におきましても、炭労のこと再建計画というようなことで、事実上賃上げについて制約があるというような組合もございます。そこで、大きく分けますと、国家公務員の労使関係、それから三公五現の労使関係、それから民間の労使関係、こういうふうに法律のたてまえは分かれておりますけれども、それぞれのグループの中でも、民間の中でも事実上賃金決定の時期とか、それからよるべき基準とかいうのは、置かれた実態によつていろいろ制約を受けておる、こういう事情があるわけでございます。

そこで、政府関係の特殊機関につきまして、賃金決定の時期が、従来、国家公務員の賃金の動向がはつきりしたときということにされておりますが、組合のほうとしましては、春闘の時期に終わをきめたいというような希望が強いようでございます。しかし、これを一挙にやるということはなかなか問題がございますので、国家公務員の賃金の動向といふものとあわせまして、できるだけ自己期間にこの政府関係機関につきましても、賃金交渉ができるような状態にもつていくという方向にいたしまして、先生御承知のように、従来は国家公務員の給与が国会を通りませんと賃金交渉が始まらなかつたが、こういう事態から、昨年のときは、国家公務員の賃金交渉をする前に、すでに賃金交渉が始まっている状態にしておるというような努力はいたしておりますわけでございます。

もう一つは、内容の面におきまして、いろいろ百幾つもある団体でございまして、各省大臣が年度賃金の決定を認可し大蔵大臣と協議をしてきみます。こうなりますと、どういう基準でどうきめていくかということになりますと、その面につきましてはいろいろな規制があるわけでございまます。が、できるだけそういう自主交渉で決定する範囲

を広げていく、彈力性を持たしていくという方向で努力をしたらどうだろうかというふうな点が、私どももいたしましては、まず具体的な方法としまして、前進をする方法として、今後政府部内でも極力そういう方向で努力をしていきたいというのが、現在私どもが考えております対策でござります。

○河野(正)委員 一挙にということは、現実の問題としてなかなかむずかしいことは、私どもは承知しておりますから……。

そこで、いま労政局長からお答えがありましたような、まず自主交渉の範囲を広げていくということも、段階的な解決の一策だとは思うのです。ところが、現状は一つも前進していないのですね。これは見るべき成果はほとんどございません。ですから、私どもも今日までしばしば当委員会でもこの問題を取り上げてきたわけです。

そこで、やはり一挙に解決することがむずかしければ段階的な解決、その段階的の解決のために、自主交渉の範囲といふものを広げていく、そういうこともけつこうです。ただ問題は、それがすみやかに実施されるという、この点が問題だと思うのですね。ところが、それがなかなかうまくいかぬ、そこに政労協の非常に強い不満があると私は思うのです。そういう意味で、ここでなかなかうまい結論が出てこぬのが残念ですけれども、ひとつ大臣としても——この政労協関係から公開質問状が出ていますね。これに対して若干見解が述べられていますけれども、これまで非常に抽象的な見解です。大体、いままでたびたび大臣にもお願ひもし、交渉もしてまいりましたが、その席上で言われたことが文章で盛り込まれていないということでも通すると思うのですけれども、一つも斬新性がない。そこに私どもが強く不満の意を表明しなければならぬ点があつたと思うのです。

そこで、やはり大臣としても、今日までいろいろ約束され、言われてきましたが、それを一つで

もここで実行していくという配慮というのか努力といふのか、それが必要だと私は思うのです。私は多くを申し上げる必要はないと思います。大臣としても、段階的解決もけつこうだから、まず階段を一步登るための実行と申しますか、実現と申しますが、そういうものをはかつていただきたい、こういうことを強く考えておりますので、この点に対する大臣の御見解をひとつ承っておきたいと思います。

○原國務大臣 河野さんの御意見、ただいまよく拝聴いたしました。実は昨日も総評の岩井事務局長、それから総評の蛇谷事務局長並びに滝沢政労協の議長さんなどと一時にわたっていろいろ懇談いたしました。そして先方の意見も十分聞きましたし、私の意見も十分申し上げまして、結局、私の労働大臣見解をいたしましては大体こういう点である。いまおっしゃられたように、事はずばりびしやりというよくなかなかいきません、これはむずかしい諸般の法律その他の制限がございますので。ですが、まずこういうところにおいて私どもはやるという決意を表明いたした次第があります。

事、非常に重大でございますから、文章にいたしておりますが、ちょっとと読み上げます。誤解を

招きますとなんですが、結論的に申しますと、政府関係機関において大いに私が尽力してその実現を期します、こういう結論になるわけでございます。「政労協の賃金紛争が例年長期化の状態にあることは好ましいものではない。本来、政府関係機関の労使関係は、事業の特殊性、公共性をふまえながら、労組法の立場にたって、自主交渉で解決されるべきである。労働大臣としては、以上沿つて自主的解決ができるよう政府部内関係当局と協議努力したい。きのうもこういう見解を明らかにした次第であります。階段を一步でも二歩でも上がるようなどいうお説でございますが、政府

部内の関係当局と私がこれから接触し、協議をいたして、一步でも二歩でも進むようにいたしたいと思つております。

○河野(正)委員 ゼビヒとつ段階的努力を願つて、一步でも二歩でもいいから、前向きの解決が行なわれるよう努力を願いたいと思います。

そこで、この際大蔵省おいでござりますから、何といつてもこれは大蔵省がさいふのひもを握つておりますので、これが賃金規制の親方ともいうべき存在でございます。そこで、この際若干大蔵省に見解を承つておきたいと思うわけでございます。

先ほどから言られておりますように、特殊法人政労協の性格というものが、公共性、公益性、あるいは資金財政面での国の援助を受けておる、こういう言い方で強く大蔵省が賃金規制をする、そこでそれぞれ企業側では当事者能力を主張する、こういう結果になつておると思います。

ところが、この政労協関係の実態を見てまいりますと、これは資金的な裏づけといいますけれども、政府出資にいたしましても、補助にいたしましても、ピンからキリまであるわけですね。全額やつておるところもあるけれども、ほんのスズメの涙ほどしかこの資金の援助が行なわれておらぬという機関もあるわけです。そこで、ある意味におきましては全く千差万別でございます。ところが大蔵省では、千差万別であるけれども、この規制については、十巴一からげということばがございますけれども、十巴一からげ方式で規制をする。この辺にも私は大きな問題があると思いま

る。この十四の中でも、いわゆる三公社は公労委の基準について関与いたしておりますのは、法律の規定に基づきまして主務大臣が給与の基準について承認をする際、大蔵大臣と協議すべしとされております法人が五十四ございます。それから、それは別に国会に予算として提出される、その場合に大蔵大臣は、それを調整して、予算として国会に提出すべしとされているものが十四ございます。この十四の中で、いわゆる三公社は公労委の関係になるものでござりますから、これは一応除かれ形になると思いつますが、したがいまして、大蔵大臣が関与いたしておりますのは法律に基づくものが五十四、予算の調整に基づくものが、その三公社を含めまして十四といふことに相なります。この計六十八になるわけでございます。これがどういう分類でこれだけのことについて関与することになつたかという点につきましては、それぞれ政府が主として出資をしておる、あるいは財政投融資の資金を出している、あるいは非常に公的仕事をしているというふうな、それぞれの理由があるうかと存じますが、いずれにいたしましても、そういう法律の規定に基づきまして、協議

を追求する機関ではないものでございますから、給与をどういうふうな考え方で認められるかという点に、その点について大蔵大臣が関与いたしておられますので、やはりほかの法人と同じよう

それからいま一つは、同じ特殊法人といわれる中にも、営団地下鉄、あるいは日本輸出入銀行、日本開発銀行、こういった機関も実はあるわけですが、これらは大蔵大臣が関与いたしておられますのは財政投融資の面で政府保証債の発行を認めておるということもござりますが、法律上では大蔵大臣の関与すなれば、東京都あるいは国鉄が出資いたしておりましたのですが、帝都高速度交通営団は、法律上も、また予算という形でも、大蔵大臣が関与することになつたかという点につきましては、それぞれから先ほど先生の御指摘のごとく、帝都高速度交通営団、輸・開港という例をおあげに定めた基準としているわけでございます。

それから先ほど先生の御指摘のごとく、帝都高速度交通営団、輸・開港という例をおあげになりましたのですが、帝都高速度交通営団は、法律上も、また予算という形でも、大蔵大臣が関与することになつたかといふ点につきましては、それぞれ政府が主として出資をしておる、あるいは財政投融資の面で政府保証債の発行を認めておるということもござりますが、法律上では大蔵大臣の関与すなれば、東京都あるいは国鉄が出資いたしておりましたのですが、これは労使間の協議で賃金が決定されているわけでございま

に、人事院勧告に準拠いたしました、その時期にひとしく、同率の改定を指示いたしておりますので、特にこれだけが早く決定されている事実はございません。

○河野(正)委員 性格的に言うと、いずれにいたしましても公共性、公益性があるし、それから資金面の裏づけがあるということですから、そういう性格を持ちながら、一方では自主交渉、自主解決が行なわれ、一方では大蔵省の規制が行なわれるというところに矛盾、不合理というものがあるのじやないですかということを私どもは指摘をいたしているわけであります。ですから、法律的にはそうであっても、実態として今後改善しなければならぬわけですから、そういう意味で私どももあえて提議をいたしておるわけです。

そこで問題は、たまたま海堀さん、当事者でござりますから、この際、ここでお尋ねをしておきたいと思うわけでございますけれども、昨年の十一月二日に政労協から公開質問状が出された。そして政労協の代表との話し合いの中で、海堀さんのほうから、内示を越えるものが出されてもその協議に応ずることはできない。内示に示された基本的な部分は絶対に守つてもらわなければならぬ、こう言っておられるように私どもは仄聞をいたしております。

そこで内示の中味というのが問題になるわけですけれども、その内示の中身といふものは、貨上げ率、初任給、実施時期、定期ですね。こうしたことになりますと、もう内示の中に、一切の資金条件といふものが入つておるわけです。そうしますと、労働三権が政労協に認められたといつて、何をか言わんやですね。全然交渉の余地がないわけです。いま申し上げるような貨上げ率、あるいは初任給、実施時期、定期率、こういう一切のものが内示の中身であるとするならば、もう何

とか言わんや。労働組合にとつては、何も賃金について交渉の余地があり得ないわけです。ですから、もしさういう発言をされたとするならば、これは私どもとしても労働条件の立場から、きわめて重大な御発言だと思うのです。もし誤りであればひとつここで訂正をしていただきたいと思いま

す。もしそれが真実であれば、これは実質的には労働三権というものが否認されたということになりますが、その後の給与改定につきましては、労働大臣の見解をひとつお聞きしたい、こういうように思います。

○海堀政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、大蔵大臣が現在法律に基づきまして給与の基準につきまして主務大臣の協議を受けているのは六十八の法人でございます。いわゆる内示と申しておられますのは、主務大臣が承認を与える場合に、どこまで給与の改定について理事者に許可を

が出て、その分を特別会計から補てんすることにきめられているような機関でございます。しかし、それも非常に重要な機関であることには間違いないわけでございます。

これに對しまして、それぞれ性格上多少初めの給与につきましては、主務大臣と協議いたしまして、ある程度の仕事の重要度に応じた差は出でておりますが、その後の給与改定につきましては、やはり人事院勧告というような、客観的には統一した率というもので行なわなければ、何をもつてその基準にするかということになりますと、非常に議論百出で、結論を得られないのではないか。したがいまして、私のほうでは現在までのところ、人事院勧告に基づきます公務員の給与改定の率を、それぞれの給与に掛け合わせたもの原資の範囲内で行なつていただきたいということを申しているわけでございます。この点につきましてはやはり各機関それぞの御主張もあらうかと存じますが、その原資の範囲内で給与改定を行なつてもらいたいということを申しているわけでございます。

それから、昇給につきましても、予算を通じましてやはり一定の率といふもので、その範囲内で行なつていただきたいということで、原資をお示しておるわけでございます。ただ、先ほどお話をございました初任給の問題とか、あるいはそれ以外の点も、たとえば一番上はあまり高くなつては困るというようなことを申していると存じます。が、この初任給の問題は私たちは申さなくともいいのかと思うのですが、実は各機関、あまりばらばらになりますと、新規にそいつたところに就職される方の人数がだんだん減つてしまつておられますので、それぞれ重要な事業である限り、あるところにはあまり優秀でない人しか行かないといふことがあります。たとえば郵政省関係の簡易保険郵便年金福祉事業團といふようなものは、老人ホームだとか、あるいは福祉施設を非常に低廉に提供する。したがつて、初めから赤字

だと思います。ただ基本的な原資につきましては、やはり考え方としては統一をとつていただく以外にないのじやなかろうかと考えているわけでございます。

○河野(正)委員

この内示といふものは絶対的である、しかもその内示の中身は賃上げ、初任給、実施時期、定期率というふうにすべて縛り上げるのは一体どうなるのか、そのことによつて労働三権といふものが否認されはしないか。公務員と違いますから、ここに問題があると思う。ですから、いま海堀さんがお答えになつたような、四角四面の規制と労働三権との関係は一体どうなるのかと、これが私どもの言いたいところでございますから、ここに問題があると思う。です

○海堀政府委員

これは立法論になるのではないのかと思いますが、現在の法律は、一応労働関係の法律の適用があることは、それはそのとおりでございます。他方それぞの法人的な設立に関する法律によりまして、給与の基準については主務大臣の承認を得べし、その承認を得るについては大蔵大臣に協議すべしということを規定されているわけでございます。したがいまして、その限りにおきましては、労働三法の適用が、その規定によつてそれだけ制約を受けているということになるのではなかろうか。その制約を受けているのは、なぜそういう形の規定になつてゐるのだろうかと思うわけでございます。私が申し上げましたのは、そういう点につきましては、やはり國の出資なりを受けているというふうなこと、しかもその行なつて

る事業が非常に公的な事業であるといふうなことをつれては、労働三法の規定になつてゐるのだろうかと思うわけでございます。私が申し上げましたのは、そういうふうなことになつても困るという意味で、できるだけ統一をとつてもうようにしておるわけでございまるうと存じます。たとえば郵政省関係の簡易保険郵便年金福祉事業團といふようなものは、民間の平均的なものでその改定率は考えざるを得なくなるのではなかろうかというふうにお考へる場合には、やはり人事院勧告といったよ

○河野(正)委員 労働三権はあることはあるといふようなことでは困るのであって、これは労働者に対する最大の権利ですから、これをあいまいもことして取り扱われるところに私は非常に大きな問題があると思う。

そこで、この点は労働大臣にお聞きをしたいと私は思うわけですが、先ほどから大蔵省が規制をしなければならぬ、公益性、公共性、あるいはまた財政援助、それが論拠として十分でない、論拠として薄弱であるというようなことについては、私どももうすでに申し述べたわけですから、あらためて申し上げようとは思いません。ですが、いまのように給与の基準をきめるためには大蔵大臣の承認が要る、それだからといって、労働三権といふものを軽視してもらつては困ると思うのであります。もちろんいまの海堀さんの御見解では、労働三権はあることはあるというような表現が使われたようございます。これはもし誤っておればあと訂正を願いたいと思います。私が聞き及んでおる範囲では、あることはある。そういう労働者に対して与えられた権利というものを、軽視されるというところに、この規制の強さというものが出でておるんじやなかろかという感じを持ちます。そこで、この点は労働大臣から、ひとつぜひ労働大臣としての的確な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○原国務大臣 さいぜんからいろいろ河野さんの御意見を聞きましたのですが、なかなか法律その他の制約もあるし、すばりこういうように解決という策は、残念ながらまだ出ておりません。しかし、さいぜんからいろいろ申し上げましたように、当局と組合との自主交渉という場面をだんだん広めていきたい。これは相談いたしたいと思っております。

それで自主交渉をやる。自主交渉の内容といえば、給与の問題ですが、その給与につきましても、さいぜんから他の政府委員から答弁ございましたように、人事院勧告を基準にするとか、いろいろございますが、私どもとしては、労働三法の

適用されておる組合でありますし、これからは若干でも当局者と組合とが相談する機会や場も多くなるし、給与についても、何とかそういう自主交渉の場に乗せることができるものもあるんじゃないでしょうか。ただ百以上のこういう政府機関がございまして、そのそれぞれによつても多少違うんじゃないかな等々、いろいろ一步一歩前進するように配慮し、相談をまとめていきたいと思っております。

○河野(正)委員 これはぜひひとつ労働大臣の胸に深く刻んでおいてもらいたいと思うわけですが、れども、やはりいま大蔵省の意見を聞いておりますと、労働三権というものが規制の陰に隠れてしまつておる、こういう印象を強く持ります。私は、労働三権が与えられておる限りは、やはり賃金というものは労使間の話し合いによって決定されることは、これは結果的には労働三権を否認するといふ形になるわけですから、やはり労働大臣としてもその立場というものを強く堅持してもらわなければ、いまのような大蔵省の姿勢では困ると思つたのです。これはもう百年河清を待つがごとしで、いつまでたつてもこの問題は、この委員会ではいろいろ論議をいたしますけれども、解決の道を見出することはできぬと思うのです。やはり今後一步一步改善をしていく、階段をのぼるように改善をしていくにしても、労働三権を守つていくとともにその立場で改善が行なわなければ、いつまでたつても政労協の諸君の基本的な権利といふものは守られぬと思うのです。そういう意味でぜひひとつ労働大臣は、いまの大蔵省のよくな姿勢でなくて、労働三権といふものを認めると立場は守られぬと思うのです。そういう意味でぜひひとつ労働大臣は、私は先ほど労政局長から言われて、この労働条件の一つでございます賃金決定をはかつていくという方針を進めてもらいたい、このように思います。この点はぜひひとつ労働省のほうからあらためて見解をお聞かせをいただいて、大蔵省にもひとつ労働大臣の見解を十分聞かせていただきたいと思うのです。

○原国務大臣 いま河野さんのおっしゃられたよ

うな、そういう立場で大蔵省とも交渉いたしてみます。

○河野(正)委員 時間がだんだんなくなりましたから、結論を結びたいと思いますが、現在の状態では、一休責任の所在はどこにあるのか全く不明確です。あるときは労働三権があるから当事者能力があるんだ、こういうように言われるけれども、一方では公益性、公共性があるし、財政的な措置をしておるから大蔵省が規制するのは当然のことだ、こういうことで、なかなか責任の所在といふものが明確にならないというところにこの問題の困難性というものが私はあると思うのです。

そこで、やはり私は何が何でもこの当事者能力というものを確立する。ことばを変えて申し上げれば、当事者といふものは一体だれか。いまの労働三権の立場から見れば、結局当事者といふものは使用者側にあるわけです。ところが、実態としては、当事者能力といふものは大蔵省にあるようではありますけれども、ひとつぜひこの責任の所在といふものではつくりする、当事者能力といふものを確立しますから、したがつて、この際、いま労働大臣からも比較的明快な御答弁をいただいたわけですねども、ひとつぜひこの責任の所在といふものではつくりする、当事者能力といふものを確立する、こういう立場で、さらに格段の努力を願いたいということを最後に申し添えまして終わりたいと思うわけですが、もう一つわかりやすくいままと、現在がんじがらめに賃金決定に対します規制が行なわれておりますが、この規制を大幅に緩和する、これが私は先ほど労政局長から言われた、いわゆる一步前進の解決法だと思うのです。具体的にはやはり私は規制といふものをだんだん緩和していくことだと思うのです。ぜひひとつこの際、最後に労働大臣の前向きの御見解を承つて、私の質疑を終わりたい、かようと考えます。

○原国務大臣 河野さんの御意見はよくわかりましたので、その御趣旨に沿いまして、政府部内の

関係機関と協議するよう尽力いたします。

○森田委員長 次回は明十五日午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後二時四十八分散会

社会労働委員会議録第八号中正誤	
ペジ	段行
二	一三
二	うも少し
二	もう少し
二	監督して
二	なつて違う
二	よつて違う
三	一一八
三	きやうは
三	きようは
五	一末七
五	行なわれ
同	十二号中正誤
三	段行
三	見舞い金
三	身のまわり品



昭和四十四年五月二十一日印刷

昭和四十四年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局



金の加入員であつた期間(第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る)は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前条第二項の規定を適用する。

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金が解散したものであるときは、その国民年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

2 第二十九条第三項中「前条」を「第二十七条」に改め、第二十九条の四に次の二項を加える。

2 第二十七条の二の規定は、通算老齢年金の額について準用する。

第三十三条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加え、「六万円」を「九万六千円」に改め、同条第二項中「同項に定める額に一万二千円を加算した額」を「同項に定める額の百分の百二十五に相当する額」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(失権)

第三十五条 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 厚生大臣の定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき。

三 別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき。

2 障害年金は、受給権者が別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃

疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第五十二条第三項中「五万五千二百円」を「九万一千二百円」と百円」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第五十二条の四の表中 五年以上五年未満	五年以上一〇年未満	五〇〇〇〇円
七、〇〇〇円	「三年以上一〇一〇、〇〇〇円」	を「年未満」に

改め、同条に次の二項を加える。

2 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に応じてそれ同項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とを合算した額とする。

第三章第四節の二中第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に次の二項を加える。

第五十二条の五 第二十七条の二第一項の規定は、死亡一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは、「第五十二条の四第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条中「三万二千四百円」を「三万四千八百円」に改める。

第五十九条中「該当しなくなつたとき」を「該当しなくなつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき」に改め、同条の次に次の二条第三項とする。

第六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得を加える。

(障害福祉年金の支給停止)

第五十九条の二 障害福祉年金は、受給権者が別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第六十二条中「二万六千四百円」を「二万八千八百円」に改める。

(年金額)

第四十三条 遺児年金の額は、九万一千二百円とする。

第五十条中「第二十七条」の下に「第一項」を加え

る。

第五十二条第三項中「第一項」を加え

る。

第五十二条第三項中「二万六千四百円」を「二万八千八百円」に改める。

被災者に支給する障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金

第六十七条第二項第二号中「それぞれ前条第一項各号の規定の例により計算した額」を「前条第一項に規定する政令で定める額」に改める。

第七十七条を次のように改める。

(老齢年金の額についての特例)

第七十七条 前条の表の上欄に掲げる者であつて、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が十年以上二十五年未満であるものに支給される老齢年金の額は、第二十七条の規定にかかるらず、同条第一項に定める額と、次の第一号に掲げる額に次の第二号に掲げる数を乗じて得た額とを合算した額とする。ただし、七十歳に達した者に支給する老齢年金の額が二万一千六百円に満たないときは、二万一千六百円とす。

6 第一項に規定する福祉年金は、受給権者の前年の所得が、受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び數に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第五十六条第一項中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「それぞれ前項各号の規定により計算した額」を「前項に規定する政令で定めた額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十六条第一項中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「それぞれ前項各号の規定により計算した額」を「前項に規定する政令で定めた額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 一百二十円に、三百から保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額

二 保険料納付済期間と保険料免除期間との間に相当する期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た数

三 前二項の規定によつて老齢年金の額が計算される者については、第二十七条の二第一項中「前条第二項」とあるのは、「第七十七条第二項」と、第二十八条第三項及び第二十八条第四項中「第二十七条」とあるのは、「第七十七条第一項」と、第六十二条第三項中「第二十七条」とあるのは、「第七十七条第一項」と読み替えること。

第七十九条の二第三項中「二万四百円」を「二万

一千六百円」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項及び第四項」を及び第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第八十五条第一項を次のように改める。

国庫は、毎年度国民年金事業に要する費用

(次項及び第三項に規定する費用を除く。以下

同じ。)に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度において納付された保険料(第八

十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)の総額の二分の一に相当する額

二 当該年度において保険料免除期間を有する者に係る給付に要する費用(次号及び次項に

規定する費用を除く。)の額に、次のイに掲げ

る数を次のロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数

ロイに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

三 当該年度において老齢年金(老齢福祉年金

を除く。)、通算老齢年金及び死亡一時金の給付に要する費用(第二十七条第一項(第二十

九条の四第一項において例による場合を含む。)、第五十二条の四第一項及び第七十七条第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。)の総額の百分の二十五に相当する額

第八十七条第三項を次のように改める。

3 保険料の額は、当分の間、一月につき四百五十円とする。

第八十七条の次に次の第一条を加える。

第八十七条の二 被保険者(第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保險者で政令で定める者及び国民年金基金の加入員を除く。)は、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前

条第三項に定める額の保険料のほか、三百五十円の保険料を納付する者となることができる。

四 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行なわれた月

(第九十四条第二項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。)についてのみ行なうことができる。

五 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月前における直近の基準月以後の各月に係る保険料(すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除く。)につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

六 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

七 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

八 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

九 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十一 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十二 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十三 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十四 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十五 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十六 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十七 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十八 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

十九 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

第九十九条及び第一百条を次のとおりに改める。

第九十九条及び第一百条 刪除

第一百九条の次に次の二条を加える。

(国民年金事務組合)

第二百九条の二 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けた、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。

第二百九条の三 前項に規定する団体(以下「国民年金事務組合」という。)は、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第二百九条の四 都道府県知事は、前項の認可を受けた国民年金事務組合といふことは、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第二百九条の五 基金は、法人とする。

第二百九条の六 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二百九条の七 第百八十八条 基金は、その名称中に国民年金基金という文字を用いなければならぬ。

第二百九条の八 基金でない者は、国民年金基金といふ名称を用いてはならない。

第二百九条の九 (設立)

第二百九条の十 基金を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第二百九条の十一 前項の認可の申請は、加入員となろうとする十五人以上の被保険者が発起人となり、当該発起人の從事する事業又は業務と同種の事業又は職業に従事する被保険者の三分の二以上の同意を得て、規約を作成して行なうものとする。

第二百九条の十二 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第二百九条の十三 基金が成立したときは、発起人のうち一人は、理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行なう。

第二百九条の十四 第二項の同意をした被保険者は、当該基金が成立したときは、その成立の日に加入員の資格を取得するものとする。

第二百九条の十五 (規約)

第二百九条の十六 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第二百九条の十七 一 名称

第二百九条の十八 二 事務所の所在地

第二百九条の十九 三 基金の設立に係る事業又は業務の種類

第二百九条の二十 四 代議員会に關する事項

第二百九条の二十一 五 役員に関する事項

第一百十六条 基金は、被保険者(第八十七条の二第一項に規定する第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者を除く。)であつて、同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

第一百十七条 基金は、法人とする。

第一百十七条 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第一百十七条 基金は、その名称中に国民年金基金といふ文字を用いなければならない。

第一百十七条 基金でない者は、国民年金基金といふ名称を用いてはならない。

第一百十七条 (設立)

第一百十七条の二 基金を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第一百十七条の三 前項の認可の申請は、加入員となろうとする十五人以上の被保険者が発起人となり、当該発起人の從事する事業又は業務と同種の事業又は職業に従事する被保険者の三分の二以上の同意を得て、規約を作成して行なうものとする。

第一百十七条の四 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第一百十七条の五 基金が成立したときは、発起人のうち一人は、理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行なう。

第一百十七条の六 第二項の同意をした被保険者は、当該基金が成立したときは、その成立の日に加入員の資格を取得するものとする。

第一百十七条の七 (規約)

第一百十七条の八 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第一百十七条の九 一 名称

第一百十七条の十 二 事務所の所在地

第一百十七条の十一 三 基金の設立に係る事業又は業務の種類

第一百十七条の十二 四 代議員会に關する事項

第一百十七条の十三 五 役員に関する事項

六 加入員に関する事項	二 每事業年度の予算
七年金及び一時金に関する事項	三 每事業年度の事業報告及び決算
八 掛金に関する事項	四 その他規約で定める事項
九 資産の管理その他の財務に関する事項	2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
十 解散及び清算に関する事項	3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、運営なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。(公告)
十一 公告に関する事項	4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。
十二 その他組織及び業務に関する重要事項	5 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めるべきである。
十三 前項の規約の変更(政令で定める事項に係るもの)を除く。は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	6 代議員会は、監事のうちから選任された監事が基金を代表する。
十四 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他の政令で定める事項を公告しなければならない。	7 基金の役員及び職員の公務員たる性質
十五 (代議員会)	8 監事は、基金の業務を監査する。
十六 第百二十二条 基金に、代議員会を置く。	9 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。
十七 代議員会は、代議員をもつて組織する。	10 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同一のときは、理事長の決するところによる。
十八 代議員は、加入員において互選する。	11 基金の業務を監査する。
十九 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。	12 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に際し、一時金の支給を行なうものとする。
二十 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。	13 基金は、加入員の脱退に際し、一時金の支給を行なうことができる。
二十一 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。	14 基金は、加入員の資格を喪失するときには、政令の定めるところによらなければならぬ。
二十二 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他の代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。	15 基金の業務を執行する。
二十三 第百二十三条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。	16 理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。
二十四 一 規約の変更	17 第百二十五条 (役員の職務)
	18 第百二十九条 基金が支給する年金(以下「基金年金」という。)は、少なくとも、当該基金の加入員であつた者が老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下この章において同じ。)又は通算老齢年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない。
	19 第百三十条 基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅事由以外の事由によって、その受給権を消滅させるものであつてはならない。
	20 第八十九条又は第九十条の規定により保険料を納付することを要しないものとされたときは、被保険者の資格を喪失したとき。
	21 当該事業又は業務に従事する者でなくつたとき。
	22 第八十九条又は第九十条の規定により保険料を納付することを要しないものとされたときは、老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給されるものでなければならない。
	23 第百三十条 基金年金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならぬ。
	24 第二十九条(五)において準用する場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同一のときは、理事長の決するところによる。

含む。)又は第二十八条の二第三項の規定により

支給される老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金については、政令で定める額。以下同じ。)に納付された掛金に係る当該基金の加入員であつた期間(第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。以下「加入員期間」という。)の月数を乗じて得た額をこえるものでなければならぬ。

3 死亡を支給事由とする基金一時金の額は、当該基金の加入員期間に応じて第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額をこえるものでなければならない。

第百三十一条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができるものでない。

ち、百八十円に当該基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額をこえる部分については、この限りでない。

(資金の運用等)

第百三十二条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

2 基金は、事業年度その他その財務に関するものは、前項の規定によるほか、政令の定めるところによらなければならない。

### 第三節 費用の負担

#### (国庫負担)

第百三十三条 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度において老齢年金又は通算老齢年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の受給権者に支給する基金年金に要する費用 百八十円に当該基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額

二 当該年度において死亡を支給事由とする基金一時金に要する費用 当該基金の加入員期間に応じて第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

4 第百二十六条の規定は、基金の清算人による解散したときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 第百三十六条 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る基金年金及び基金一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた基金年金又は基金一時金まだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百三十四条 基金は、基金年金及び基金一時金に關する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間の各月につき、徴収するものとする。

3 掛金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。

2 基金は、第四節 雜則

(解散)

第百三十五条 基金は、次に掲げる理由により解

散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による。

二 代議員会の議決

三 第百四十二条第五項の規定による解散の命令

四 前項の場合において、清算人の職務の執行により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

五 第百二十六条の規定は、基金の清算人による解散したときは、基金が負担する。

六 第百三十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八条第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

七 第百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。

八 この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとす

一 前項の規定により清算人となる者がないとき。

二 基金が第百三十五条第一項第三号の規定による解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

四 前項の場合において、清算人の職務の執行により解散したときは、基金が負担する。

五 第百三十六条の規定は、基金の清算人による解散したときは、基金が負担する。

六 第百三十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八条第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

七 第百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。

八 この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとす

第一 欄	第二 欄	第三 欄	第四 欄
第十二条第一項	加入員	市町村長	基金
第十二条第二項	加入員の属する世帯の被保険者	加入員	

第十六条	基金年金及び基金一時 金を受ける権利	社会保険庁長官	基金
第十九条第一項、第三項及び第六項	基金年金の支給	未支給の基金年金	基金年金及び基金一時 金を受ける権利
第二十二条	基金	基金	基金
第二十三条	基金	基金	基金
第二十四条	基金年金及び基金一時 金を受ける権利	老齢年金(第七十九条 の二第一項の規定によつて支給されるものと 除く。)又は通算老齢年 金	老齢年金(第七十九条 の二第一項の規定によつて支給されるものと 除く。)又は通算老齢年 金
第二十五条	基金年金及び基金一時 金を受ける権利	基金年金又は脱退を支 給する基金一時 金	基金年金又は脱退を支 給する基金一時 金
第七十条後段及び第七十一条第一項	死亡を支給事由とする 基金一時金	老齢年金(第七十九条 の二第一項の規定によつて支給されるものと 除く。)及び通算老齢年 金	基金年金又は脱退を支 給する基金一時 金
第八十八条	加入員	保険料	基金年金及び脱退を支 給する基金一時 金
第九十五条、第五十六 条第一項から第五項ま で、第九十七条及び第 九十八条	掛金及びこの条におい て準用する第二十二条 の規定による徴収金	夫、男子たる子、父、 祖父母又は被保険者若し くは被保険者であつた 者	加入員又は加入員であ つた者
第一百二条第一項及び第 二項	基金年金	社会保険庁長官	厚生大臣
	前条第一項	基金	基金
	この条において準用す る第九十六条第一項		

2	第百三十一条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に関する事項を当該加入員の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。 (報告書の提出)	この章又はこの章の規定による徴収金並びに基金一時金による徴収金に係る者	この法律
3	第百三十九条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に関する事項を当該加入員の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。 (基金に対する監督)	この章の実施のための手続その他の必要な細則	この法律
2	第百四十条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。 (報告の徴収等)	この章の実施のための手続その他の必要な細則	この法律
3	第百四十二条 厚生大臣は、基金又は解散した基金について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは解散した基金の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため	この章の実施のための手続その他の必要な細則	この法律
2	厚生大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。 厚生大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。	この章の実施のための手続その他の必要な細則	この法律
3	基金若しくはその役員若しくは解散した基金若しくはその清算人が第一項の命令に違反した	この章の実施のための手続その他の必要な細則	この法律

とき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は解散した基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員又は清算人の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は解散した基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる。

5 基金が第一項の命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金の解散を命ずることができる。

6 厚生大臣は、前二項の規定による処分をするときは、当該役員又は清算人に對して弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

#### 第五節 罰則

第一百四十三条 第一百四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せぬ、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百四十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科す。

第一百四五一条 基金又は解散した基金が、次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は解散した基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第百二十条第三項の規定に違反して、届出第一類第七号 社会労働委員会議録第十七号(その二) 昭和四十四年五月十四日

をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百三十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百四十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金を行なうものとされた事業以外の事業を行なつたとき。

第六百四十六条 基金が、第六百二十一一条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたときは、その役員は、一万円以下の過料に処する。

第七百四十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 加入員が、第六百三十八条において準用する第十二条第一項又は第六百五条第一項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。(ただし、第六百三十八条において準用する第十二条第二項(第六百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて世帯主から届出がなされたときを除く。)

二 加入員が、第六百三十八条において準用する第十二条第一項又は第六百五条第一項の規定に違反して、虚偽の届出をしたとき。

三 加入員の属する世帯の世帯主が、第六百三十八条において準用する第十二条第二項(第六百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

四 第二十七条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第三十三条の改正規定(同条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分を除く。)、第三十五条の改正規定、第三十六条に一項を加える改正規定、第三十八条に一項を加える改正規定、第三十九条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十二条の四の改正規定、第五十九条の改正規定、第八条の改正規定、第六十五条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の改正規定、第六十五条第二項の改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部分を除く。)及び第八十七条の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

五 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第六百三十八条において準用する第六百五条第四条(第二項に係る部分を除く。)及び第八十七条の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

第六百三十九条において準用する第六百五条第四条の規定に違反して、届出をしなかつたとき。

第七百四十八条 第百十八条第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

者期間と昭和三十六年四月一日以後の他の公的年金制度に係る通算対象期間とを合算した期間に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第五十八条の改正規定、第六十二条の改正規定、第七十九条の二第三項の改正規定及び同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする改正規定並びに附則第二十三条、附則第二十四条、附則第二十六条及び附則第二十七条の規定

昭和四十四年十月一日

二 附則第十五条规定及び附則第十六条の規定 昭和四十五年一月一日

三 第八十五条第一項の改正規定 昭和四十五年四月一日

四 第二十七条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第三十三条の改正規定(同条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分を除く。)、第三十五条の改正規定、第三十六条に一項を加える改正規定、第三十八条に一項を加える改正規定、第三十九条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十二条の四の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第五十九条の改正規定、第六十五条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の改正規定、第六十五条第二項の改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部分を除く。)及び第八十七条の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

五 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条规定、附則第十四条及び附則第十八条の規定 昭和四十五年七月一日

#### (従前の年金給付の額の改定)

第二条 昭和四十五年七月一日において現に老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下同じ。)、通算老齢年金、障害年金(障害福祉年金を除く。以下同じ。)、母子年金(母子福祉年金を除く。以下同じ。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。以下同じ。)又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該年金給付については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十七条の規定を適用する第二十八条第三項(第二十九条の五において準用する場合を含む。)又はこの法律による改正後の第三十三条、第三十八条(第四十一条の三において準用する場合を含む。)若しくは第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第三条 昭和四十四年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)を受けられる権利を有する者に支給する当該福祉年金について、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条(第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

五 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

者期間と昭和三十六年四月一日以後の他の公的年金制度に係る通算対象期間とを合算した期間に改める。

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

六 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

七 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

八 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

九 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

十 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

十一 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日

十二 日以降の通算対象期間を合算した期間に被保險

の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十五条の五を第五十二条の六とし、同条の前に「一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部

分に限る。)、第八十七条の次に「一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第一百九条の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第二十五条から附則第二十二条まで、附則第二十五条及び附則第二十八条规定 昭和四十五年十月一日



に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の申出をした者は、昭和四十七年六月三十日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する

月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のものの各月につき四百五十円を納付することができる。

一 被保険者期間

二 昭和三十六年四月一日以降の第七条第二項第一号及び第一号の二に該当した期間

三 第七十五条第三項から第五項まで、国民年金法附則第七条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による被保険者について準用する。この場合において、第七十五条第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間とその申出をした日以降の被保険者期間とを合算した期間」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間」と読み替えるものとする。

7 第七十五条第三項から第五項まで、国民年金法附則第七条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による被保険者について準用する。この場合において、第七十五条第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間とその申出をした日以降の被保険者期間とを合算した期間」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第十四条第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における

（任意加入の特例）

年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、

第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び第七十四条の規定にかかるわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、

次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき。

2 前項の申出は、昭和四十五年六月三十日までに行なわなければならぬ。ただし、同項の規定による被保険者が、第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出で、被保険者の資格喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、第九条各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格喪失する。

7 第七条第二項第一号に該当するに至つたと

三 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間と昭和三十六年四月一日以後の他の公的年金制度に係る通算対象期間とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が五年に達したとき。

六 第七八条第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたとき。

7 第一項の規定による被保険者の保険料の額は、第八十七条第三項の規定にかかるわらず、一月につき七百五十円とする。

8 第一項の規定による被保険者については、第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び国民年金法附則第七条の二の規定を適用しない。

9 第十六条前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の保険料納付済期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の保険料納付済期間が五年に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

10 第一項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条第一項の規定にかかるわらず、三万円とする。

11 第二十八条及び第二十九条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

12 第二十九条第一項中「又は石炭鉱業年金基金」を、「石炭鉱業年金基金又は国民年金基金」に改める。

13 第四条第一項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、同条第二項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、「若しくは標準報酬」を「標準報酬」に改める。

14 第九条第一項中「又は国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」を、「国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」に改める。

15 第二十一条第一項中「所得税法（昭和四十年法律第三十二号）」の一部を次のように改正する。

16 別表第一第一号の表中國民生活研究所の項の次に次のように加える。

（名称の使用制限に関する経過措置）

国民年金基金 国民年金法

（法人税法の一部改正）

第十八条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

二 前項の申出が受理されたとき。

第十八条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除  
(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法（昭和十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「石炭鉱業年金基金」の下に「国民年金基金」を加える。  
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第一百一条」の下に「（同法第二百三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第三条第二号中「又は石炭鉱業年金基金」を、「石炭鉱業年金基金又は国民年金基金」に改める。

第四条第一項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、同条第二項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、「若しくは標準報酬」を「標準報酬」に改める。

第五条第一項中「又は国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」を、「国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」に改める。

第六条第一項中「所得税法（昭和四十年法律第三十二号）」の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中國民生活研究所の項の次に次のように加える。

（名称の使用制限に関する経過措置）

国民年金基金 国民年金法

（法人税法の一部改正）

第十九条 昭和四十五年十月一日において現に国民年金基金という名称を使用している者については、第百八十二条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

二 前項の申出が受理されたとき。

次に次のように加える。

**国民年金基金**

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第二項、附則第二十六条第二項、附則第三十二条第三項及び附則第四十二条第六項中「第六項」を「第五項」に改める。

**九の二 国民年金基金**

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十六条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。第五条中第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次の次の一號を加える。

六十二の六 国民年金基金の設立又は規約の

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項、附則第十三条第二項、附則第十九条第二項及び附則第二十五条第三項中「第六項を「第五項」に改める。

第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

別表第三中九の項の次に次のように加える。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条の二—第二十七条の四」に、「第四章 費用の負担」を「第二十九条第二項及び附則第二十五条第三項中「第六項を「第五項」に改める。」に改める。

(第二十八条—第三十八条)を「第四章の二の負担(第二十八条—第三十七条の二)」に特別保険料(第三十七条の三—第三十八条)に改める。

第六条第一号中「五人以上の労働者(第三十八条の二の日雇労働者を含む。本条において以下同じ。)を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行なうもの除く。」を「次に掲げる事業以外の事業を行なう事業主」に改め、同号ハ中「事業」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同条第二号中「であつて五人以上の労働者を雇用するもの」を削る。

第九条を次のように改める。

第六条第一号中「疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める」を「次の各号に掲げる」に、「その一年間に於ける理由を除く。」を「次の各号に掲げる理由を除く。」に改め、同条第二号中「であつて四年間の期間が四年を超えるときは、四年間」とし、以下算定対象期間といふ。に改め、同項に次の各号を加える。

一 疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める理由(次号に掲げる理由を除く。)当該理由により離職の日以前一年間に於ける理由を除く。

二 法令又は労働協約により解雇が制限される場合に係る業務上の疾病又は負傷等の理由(当該理由により賃金の支払を受けた日数を一年に加算した期間)を「それぞれ当該各号に定める日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)とし、以下算定対象期間といふ。に改め、同項に次の各号を加える。

三 病休の日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)とし、以下算定対象期間といふ。に改め、同項に次の各号を加える。

四 病休の日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)とし、以下算定対象期間といふ。に改め、同項に次の各号を加える。

第五条第一項を次のように改める。

被保険者期間は、被保険者であつた期間の構造的老齢化傾向とにからがみ、拠出制年金について、その額を引き上げ、高齢者の任意加入の途を再び開くほか、所得比例制を採用し、国民年金基金制度を設ける等制度全般にわたつて改善を加えるとともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等年金による所得保障の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の老齢化傾向とにからがみ、拠出制年金について、その額を引き上げ、高齢者の任意加入の途を再び開くほか、所得比例制を採用し、国民年金基金制度を設ける等制度全般にわたつて改善を加えるとともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等年金による所得保障の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被保険者期間は、被保険者であつた期間の構造的老齢化傾向とにからがみ、拠出制年金について、その額を引き上げ、高齢者の任意加入の途を再び開くほか、所得比例制を採用し、国民年金基金制度を設ける等制度全般にわたつて改善を加えるとともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等年金による所得保障の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六十二の六 国民年金基金の設立又は規約の

「うるものとし、以下喪失応当日といふ。」の各前日からその各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間(賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。)を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者の資格の取得の日からその後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

第六条第二項中「一週間」を「二週間」に改め、同条の次に次の条を加える。

第十六条第二項中「一週間」を「二週間」に改め、同条の次に次の条を加える。

祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、公共職業安定所において当該受給資格者について失業の認定を受けたうえ、自己の名で、当該受給資格者に支給されるべき失業保険金の支給を請求するべき者の順位は、同項に規定する順序による。

前項の規定による失業保険金の支給を受けた者の順位は、同項に規定する順序によることである。

第一項の規定による失業保険金の支給を受けるべき順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。第十七条第一項中「八百六十円」を「一千四百円」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十七条の二第一項中「被保険者の離職した月前において第十四条の」を「算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く）」の規定により、「六月（月の末日において離職した場合は、その月及びその前五月）」を「六箇月」に改める。

第十七条の三中「平均給与額」を「平均定期給与額」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「第十六条」の下に「又は第十六条の二第一項」を加え、「（当該失業保険金の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）」を削り、同条第二項中「受給資格者は」を「受給資格者又は第十六条の二第一項の規定による失業保険金の支給を請求する者は」に改める。

第二十条の二第一項ただし書中「十年以上」を「自己の」に改める。

「二十年以上である者については三百日分、十年以上二十年未満」に改め、同条第三項第二号中「離職の日前」を「離職の日以前」に改める。

第二十条の四に次の二項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受ける場合には、第十八条

第一項中「一年間」とあるのは、「一年に第二十条の四第一項に規定する政令の定める日数をえた期間」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項中「第二十六条第四項及び第二十六条の二第一項」を「及び第二十六条第五項」に改める。

第二十三条の二見出しとして「〔返還命令等〕」を附し、同条第一項中「その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対しても、支給を受けた者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返還をすべきこと」を「労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準により、当該詐欺その他不正の行為によって支給を受けた失業保険金の額に相当する額以下の金額の納付をするべきこと」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「返還」の下に「又は納付」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して、同項の規定による失業保険金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすべきことを命ずることができる。

第二十四条第一項中「公共職業安定所において、一週間」を「命令の定めるところにより、一週間」に、「七日分」を「十四日分」に改め

第二十六条第三項中「第十七条第一項又は第二項」を「第十七条」に改め、同条第七項本文中「公共職業安定所において、第二項」を「命令の定めるところにより、第二項又は第三項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、傷病給付金の支給について別段の定めをすることができる。

第二十六条第十項前段中「第十七条第三項から第五項まで」を「第十六条の二第二項及び第三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは「第二十六条第三項」と、第十七条の四第一項中「第十六条又は第十六条の二第一項の規定によって公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「第十六条又は第十六条の二第一項の規定によって公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあるのは「第二十六第二項」に改め、「返還」の下に「又は納付」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して、同項の規定による失業保険金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすべきことを命ずることができる。

第二十六条第二項の次に次の二項を加える。

扶養手当の支給は、受給資格者が前項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た日（天災その他やむを得ない理由により届出をすることができない場合において、その理由がやんた日から七日以内に届出をしたときは、その理由が生じた日）以後に行なわれる失業の認定又は前条第二項若しくは第三項の規定による認定に係る失業保険金又は傷病給付金の支給の対象となる日（受給資格者が前項の規定に該当する日に限る。）について行なう。

扶養手当の支給は、扶養親族一人につき政令で定める額とする。

扶養手当の支給に関する事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十一条の二の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第二十七条の二第一項中「因るため」の下に「、次条の就職支援金及び第二十七条の四の移転費を支給するほか、職業訓練のための施設、住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他」を加える。

第三章の二中第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（就職支援金）  
第二十七条の三 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支援金といふ）を支給することができる。ただし、就職するに至つた日の前日における失業

（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳未満であるか、若しくは命令で定める廃疾の状態にある子をいう。以下同じ。）がある場合には、政府は、扶養手当を支給することができるとする。

扶養手当の支給は、受給資格者が前項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た日（天災その他やむを得ない理由により届出をすることができない場合において、その理由がやんた日から七日以内に届出をしたときは、その理由が生じた日）以後に行なわれる失業の認定又は前条第二項若しくは第三項の規定による認定に係る失業保険金又は傷病給付金の支給の対象となる日（受給資格者が前項の規定に該当する日に限る。）について行なう。

扶養手当の支給は、扶養親族一人につき政令で定める額とする。

扶養手当の支給に関する事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十一条の二の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第二十七条の二第一項中「因るため」の下に「、次条の就職支援金及び第二十七条の四の移転費を支給するほか、職業訓練のための施設、住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他」を加える。

第三章の二中第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（扶養手当）  
第二十七条の三 受給資格者が扶養親族（主として）その者により生計を維持されている配偶者

第一類第七号 社会労働委員会議録第十七号（その二） 昭和四十四年五月十四日

保険金の支給残日数(所定給付日数(第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。)から当該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた日数(その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了するまでの日数をこえるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了するまでの日数)をいう。以下この条において同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、次に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、その額に同条第三項の規定による扶養手当の日額を加算した額。以下この条において同じ。)の五十倍に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、第十七条の規定による失業保険金の日額の三十倍に相当する額。前項第一号又は第二号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が百五十日以上であるものに係る就職支度金の額は、同項の規定にかかるらず、第十七条の規定による失業保険金の日額の二十倍に相当する額を同項第一号又は第二号に掲げる額に加算した額とする。

就職支度金の支給に関する事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

**(移転費)**

第二十七条の四 受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業につくため、その住所又は居所を変更する場合においては、政府は、受給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に要する費用(以下「移転費」という。)を支給することができる。

移転費の支給に際し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十一条の二の規定は、移転費の支給について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の四の移転費」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「千分の十四」を「千分の十五」に改め、同条第二項中「千分の十二から千分の十六まで」を「千分の十一から千分の十五まで」に改める。

第三十二条第一項中「本章」の下に「及び次章」を加える。

第四章中第三十八条を第三十七条の二とし、同章の次に次の二章を加える。

**(特別保険料の徴収)**

第三十七条の三 政府は、連続する二会計年度中の各会計年度において、当該会計年度中に離職した短期離職者(同一事業主に継続して六箇月以上十箇月未満の期間雇用された後当該事業主の責に帰すことができない事由以外の事由により離職した被保険者をいう。以下

同じ。)の数が、命令の定めるところにより計算して得た被保険者の総数に十分の一を乗じて得た数(その数が五人未満であるときは、五人とし、その数が五人以上である場合は、一人未満の端数があるときは、これを五人に切り上げるものとし、以下基礎控除数という。)以上の数となつた事業所がある場合には、当該事業所の事業主から、第二十九条に規定する保険料のほか、特別保険料を徴収する。

事業主が同一人である二以上の事業所であつて、命令で定める要件に該当するものは、前項の規定の適用については、その全部を同一の事業所とみなす。

第一項の規定により徴収した特別保険料は、予算の範囲内において、労働者が季節的に失業することの予防、労働者が年間を通じて雇用されることの促進等の措置に要する費用に充てることができる。

**(特別保険料の額)**

第三十七条の四 特別保険料の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 前条第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度の初日の属する年に係る第十七条の三第一項に規定する毎月勤労統計における労働者の平均現金給与総額の一月あたり平均額の二分の十五倍に相当する額に第三十条の保険料率に相当する率の一倍から二倍までの範囲内において中央職業安定審議会の意見をきいて算出する。前項に規定する者が死亡したために失業の認定を受けることができなかつた場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めることにより、公共職業安定所において当該同項に規定する者について失業の認定を受けたうえ、自己の名で、当該同項に規定する者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。

二 第二十三条第一項に規定する事業所につき、当該最後の会計年度において離職した短期離職者の数からその会計年度における基礎控除数を控除した数

**(特別保険料の納付)**

第三十八条 条特別保険料は、第三十七条の三第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度の末日から命令で定めた日以内に納付しなければならない。

第三十四条の五及び第三十六条の規定は、第三十八条の五第一項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の五第一項中「第九条」を削り、「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第二项」に改め、「第二十七条まで」の下に、「第二十七条の三、第二十七条の四」を、「第三十四条の五まで」の下に、「第三十七条の三から第三十八条まで」を加え、同条第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の六第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の九第二項中「二十八日分」を「二十四日分」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

一 前項に規定する者が死亡したために失業の認定を受けることができなかつた場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めることにより、公共職業安定所において当該同項に規定する者について失業の認定を受けたうえ、自己の名で、当該同項に規定する者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。

二 第二十三条第一項に規定する事業所につき、当該最後の会計年度において離職した短期離職者の数からその会計年度における基礎控除数を控除した数

二第二項中「同項」とあるのは、「第三十八條の九第四項」と読み替えるものとする。

第三十九条の九の二第三項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十九条の九の三第二号中「八十四日分」を「七十二日分」に改める。

第三十九条の九の四第五項中「第三十八条の九第四項」を「第三十九条の九第五項」に改め

る。

第三十九条の十一第一項中「第一級二十四円、第二級十六円」を「第一級三十六円、第二級二十四円」に、「六百六十円」を「千円」に改め、同条第二項中「十一円」を「十八円」に、「八円」を「十一円」に改め、同条第三項中前二項の保険料額の下に「(その額が次条第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)」を加え、同条第四項中「第一項及び第二項に規定する保険料額」を「同項の規定による変更前の保険料額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

#### (失業保険金額等の自動的変更)

第三十九条の十一の二 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第二級の失業保険金の支給を受ける者の数との比率(以下等級比率といふ)が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第三十九条の八に規定する第一級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額)以下第一級保険金日額といふ)及び第二級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額)以下第二級保険金日額といふ)並びに前条第一項に規定する保険料額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額)以下同じ)に規定する保険料額の区分に

下等級区分日額という)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができます。

第三十九条の十二の次に次の二条を加える。

#### (保険料の納付の方法の特例)

第三十九条の十一の二 事業主は、命令で定めるところにより、保険料納付計算器(保険料の基準上支障がないことにつき、命令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計算器で、命令で定める形式の印影を生ずべき印(以下納付印といふ)を付したもの)を用いる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額引き上げようとするときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準により算定した額に変更するものとし、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後ににおける等級比率が均衡するよう、命令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

第一項の規定により第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、前条第一項及び第二項に規定する第一級の保険料額及び第二級の保険料額(これらの額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額)を、それぞれ第一級保険金日額を変更した比率及び第二級保険金日額を変更した比率に応じて変更するものとする。

前条第三項の規定により保険料額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更のあつた日から一年を経過した日の前日(その日

までの日を賃金の支払の基礎となつた日とみなす)。

第三十九条の二十一第一項を次のよう改める。

第三十九条の十三第一項及び第二項中「前条」を「前二条」に改める。

第三十九条の十四中「失業保険印紙の受取」を「保険料の納付」に、「受取状況」を「納付状況」に改める。

第三十九条の十五第一項中「被保険者期間」の下に「(二箇月)」を「(千分の十四)」を「当該各月の末日における第三十一条の保険料率に相当する率」に改める。

第三十九条の二十を次のよう改める。

(被保険者期間の計算の特例)

第三十九条の二十特定賃金月額に係る被保険者に対する第十四条第一項の規定の適用については、当該特定賃金月額に係る月(賃金の支払の基礎となつた日がなかつた月を除く)以下同じ)に關しては、その月に屬するすべ

支度金及び移転費の支給を含む。以下同じ)」を、「第二十三条の二第一項」の下に「若しくは第二項(第二十五条第四項、第二十六条第十项、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項)に改め、「以下同じ。」を削る。

第四十条第一項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費の支給を含む。以下同じ)」を、「第二十三条の二第一項」の下に「若しくは第二項(第二十五条第四項、第二十六条第十项、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項)に改め、「以下同じ。」を削る。

第四十七条第一項中「徴収金」の下に「若しくは第二十三条の二第一項若しくは第二項の規定により納付をすべき」とを命ぜられた金額」を加える。

第五十条中「又は受給資格者」を「受給資格者」に、「に、失業保険事業」を「又は第六条の二第一項若しくは第三十九条の九第四項の規定による失業保険金の支給若しくは第二十六条第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者に、失業保険事業」に改める。

第五十条の二中「第十七条第二項の規定による加算」を「扶養手当の額の算定若しくは就職支度金の額の加算」に改める。









う。)と同法第二十八条第一項から第三項まで及  
險料率について準用する

概算保険料の納付

の合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該会計年度末に

て、その保険年度の初日（保険年度の中途）保

が、当該会計年度における徴収合計額の二倍に相当する額をこえ、又は当該徴収合計額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五までの範囲内において変更することができる。

保険年度の中途に保険関係が成立したものに

險法第二十八条第一項の規定により同法の規定による保険給付を受けることができるることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額にこれらの方に係る事業についての労災保険率(その率が前条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)と同一の率(以下「第一種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。

## 二 労災保険法第二十八条第一項の承認に係る

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第二十九条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができる」ととされた者について同項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額に同法第二十七条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業についての災害率その他の事情特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。

### 三 労災保険法第二十九条第一項の承認に係る

事業にあつては、その保険年度における前条  
第一項の労働省令で定める額の総額（その額  
に千円未満の端数があるときは、その端数  
は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令  
令で定める場合にあつては、直前の保険年度  
における同項の労働省令で定める額の総額）  
に当該事業についての第二種特別加入保険料  
率を乗じて算定した第二種特別加入保険料  
有期事業については、その事業主は、前項の  
規定にかかるわらず、次に掲げる労働保険料を、  
その労働保険料の額その他労働省令で定める事  
項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立  
した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後  
に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた  
事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、  
当該承認があつた日）から二十日以内に納付し  
なければならない。

一 前項第一号の事業にあつては、当該保険関  
係に係る全期間に使用するすべての労働者に  
係る賃金総額の見込額に当該事業についての  
一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 前項第二号の事業にあつては、その使用す  
るすべての労働者に係る賃金総額の見込額に  
ついて前号の規定の例により算定した一般保  
険料及び労災保険法第二十八条第一項の承認  
に係る全期間における第十三条の労働省令で  
定める額の総額の見込額に当該事業について  
の第一種特別加入保険料率を乗じて算定した  
第一種特別加入保険料

三 前項第三号の事業にあつては、当該保険関  
係に係る全期間における前条第一項の労働省  
令で定める額の総額の見込額に当該事業につ  
いての第二種特別加入保険料率を乗じて算定  
した第二種特別加入保険料

政府は、事業主が前二項の申告書を提出しな  
いとき、又はその申告書の記載に誤りがあると  
認めるときは、労働保険料の額を決定し、これ  
を事業主に通知する。

一 前項の規定による通知を受けた事業主は、納

## 第十六条 事業主は、前各

定する賃金総額の見込額、第十二条の労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。第十二条第一項第二号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率が変更した場合において労働省令で定める要件に該当するときにおける当該変更に伴う労働保険料の増加額についても、同様とする。

**第十七條** 政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率又は第二種特別加入保険料率の引上げを行なつたときは、労働保険料を追加徵収す

る。

政府は、前項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

(概算保険料の延納)

第十八条 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三条の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。

**第十九条** 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げ  
(確定保険料)





の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからなかったため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第二十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険料の負担)

第三十条 第十二条第一項第一号の事業に係る失業保険法第五条に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)は、当該事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が第十二条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に応する部分の額の二分の一の額を、第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者は、当該事業に係る一般保険料の額の二分の一の額を、それぞれ負担するのを原則とする。

2 被保険者の負担すべき一般保険料の額は、労

働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める一般保険料額表によつて計算する。

3 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額(その額に一千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担するものとする。

4 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

第二十一条 事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保

険者に支払う賃金から控除することができる。

この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

2 第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第二項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

3 第二項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

(労働省令への委任)

第三十二条 この章に定めるもののか、労働保険料その他この法律の規定による徴収金、労働保険料の負担又は被保険者の負担すべき労働保険料の賃金からの控除に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(労働保険事務組合)

第三十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はそ

の連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。)は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主(労働省令で定める数をこえる数の労働者を使用する事業主を除く。)の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行なうべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項(印紙保険料に關する事項を除く。以下「労働保険事務」といふ。)を処理することができる。

2 労働保険團体法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に對して第二十六条第三項(労災保險法第十九条の二第三項及び第二十五条第二項並びに失業保險法第二十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

2 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合は、政府に対する徴収金の納付の責めに任するものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保

険事務組合に對して第二十六条第三項(労災保險法第十九条の二第三項及び第二十五条第二項並びに失業保險法第二十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

2 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保

険事務組合に對して第二十六条第三項(労災保險法第十九条の二第三項及び第二十五条第二項並びに失業保險法第二十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

2 労働保険事務組合は、労災保險法第十九条の二第二項の規定及び失業保險法第二十三条の二第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三十五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

3 労働保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に關する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

4 労働保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に關する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

2 第五章 不服申立て及び訴訟

(不服申立て)

第三十七条 事業主は、第十五条第三項又は第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との關係)

第三十八条 労働保険料その他この法律の規定に

する徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

#### 第六章 雜則

##### (適用の特例)

第三十九条 都道府県及び市町村の行なう事業その他労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。

第四十条 国の行なう事業及び前項に規定する事業については、労働者の範囲(同項に規定する事業のうち労働省令で定める事業については、労働者の範囲及び一般保険料の納付)に関し、労働省令で別段の定めをすることができる。

##### (不利益取扱いの禁止)

第四十一条 事業主は、労働者が第四条第二項の規定による保険関係の成立を希望したこと的理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四十二条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中止の効力を生ずる。(報告等)

第四十三条 行政庁は、労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立して、いた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対しても、この法律の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

#### (立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立して、いた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者

に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

#### 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 4 第四十条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 5 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

#### 6 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

#### 7 第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働省令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断された範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が労災保険料その他この法律に基づき、労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断された範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この

#### 8 第四十五条 この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

#### 9 第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。労災保険法第二十九条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合

#### 10 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

#### 11 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

#### 12 第四十八条 法人(法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ)の代表者

#### 13 第四十九条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案

#### 14 第五十条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案

#### 15 第五十一条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「労災保険法等の一部改正法」という。)の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「徴収法」という。)は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 16 第五十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の一部を次のように改正する。

1 第一条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「労災保険法等の一部改正法」という。)の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「徴収法」という。)は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 2 第二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の一部を次のように改正する。

#### 3 第三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の一部を次のように改正する。

#### 4 第四条 第四項の規定に違反した場合

#### 二 第二十三条第二項の規定に違反して失業保険印紙をはらず、又は消印しなかつた場合

三 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の記載をした場合

四 第四十条の規定に違反した場合

五 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

六 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

七 第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働省令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断された範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が労災保険料その他この法律に基づき、労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断された範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この

八 第四十五条 この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

九 第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えておらず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合

二 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

三 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

四 第四十八条 法人(法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ)の代表者

五 第五十条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「労災保険法等の一部改正法」という。)の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「徴収法」という。)は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第五十一条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案

七 第五十一条 労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「労災保険法等の一部改正法」という。)の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第五十号。以下「徴収法」という。)は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 第五十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の一部を次のように改正する。

九 第五十三条 労働保険法及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の一部を次のように改正する。

一〇 第五十四条 第四項の規定に違反した場合

#### 二 金刑を科する。

一 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するはか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

四 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

五 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

六 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

七 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

八 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

九 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一〇 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一一 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一二 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一三 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一四 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一五 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一六 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一七 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一八 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

一九 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二〇 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二一 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二二 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二三 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二四 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二五 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二六 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二七 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二八 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二九 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三〇 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三一 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三二 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三三 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三四 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

三五 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

保険給付の特例  
「労災保険事務組合」を「第四章の二 特別加入」  
特別加入

に改める。

第三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「労働基準法」の下に「昭和二十一年法律第四十九号」を加え、「船員法（昭和二十一年法律第六百号）の適用を受ける船員」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者」に改め、同条第二項を削る。

第三条の二を削る。

第五条中「労働省令」の下に「並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十年法律第二号。以下「徴収法」という。）に基づく政令及び労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）」を加える。

第六条から第十一条までを次のようにより改める。

第六条 保険関係の成立及び消滅について、徴収法の定めるところによる。

第七条から第十一条まで 削除

第十九条の二第二項中「事業主」の下に「（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十八条及び第四十一条の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。

第二十四条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

第二十五条から第三十条の三までを削る。

第三十条の四各号列記以外の部分中「保険加入者」を「事業主」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「保険加入者」を「事業主」に、「保

險料」を「徴収法第十一条第二項第一号の一般保険料」に、「督促状」を「同法第二十六条第一項の督促状」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「保険加入者」を「事業主」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の二項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の規定は、前項の徴収金について準用する。

第三十条の四を第二十五条とし、第三十一条から第三十四条までを削り、第三十四条の二を第二十六条とする。

第四章の二及び第四章の三を削る。

第三十四条の十一第一号中「労災保険事務組合」を「徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）」に、「労災保険事務」を「同条第一項の労働保険事務」に改め、第四章の四中同条を第二十七条とする。

第三十四条の十二第一項中「第二章の規定により成立する保険関係」を「徴収法第十一条の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）」に改め、「第二章（第三十条の四を除く。）及び前章」を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第十一条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に改め、同条第三項中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これにこれにての法律」に改め、第四章の四中同条の十四を第三十条とし、同条の次に次のように加える。

第三十四条の十三を第二十九条とする。

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」を「第二十七条各号」に改める。

第四章の四中第三十四条の十四を第三十条とし、同条の次に次のように加える。

第三十四条の十三を第二十九条とする。

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」を「第二十七号」に改める。

第四章の四を第四章の二とする。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条中「保険料その他この法律の規定による徴収金に係る処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決」を削る。

第四十二条第一項中「保険料その他のこの法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利並びに」を削り、同条第二項を削る。

第四十六条中「労災保険事務組合又は第三十一条第一項を「労働保険事務組合又は第四条の十三第一項を「労働保険事務組合」に改め、同項第一号を「この法律」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

第三十四条の十三第一項第三号中「第三十四条の二」を「第五章の二 五人未満の労働者を雇用する者の第五章の三 失業保険事務組合（第三十八条の二号又は第三十四条の十三第一項第三号）」に改める。

条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に、「任意適用事業」を「適用事業」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に改め、同項第七号中「第三十

四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に、「保険料」を「徴収法第十一条第二項第三号」に改め、同項第八号を削り、同項第二項中「この法律及び第六号中行政庁は、」の下に「この法律二十七条第三号」に改め、同項第七号中「第三十

四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に、「保険料」を「徴収法第十一条第二項第三号」に改め、同項第八号を削り、同項第二項中「この法律及び第六号中行政庁は、」の下に「この法律二十七条第三号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「第三十

八条第一項第一号又は第二十九条第一項第三号に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十八条中「行政庁は、」の下に「この法律の施行のため」を加え、「労災保険事務組合若しくは第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合若しくは第二十九条第一項」に改める。

第五十九条の二後段を削る。

第五十一条中「保険加入者」を「事業主」に、「第三十四条の十三第一項」を「労災保険事務組合又は第二十九条第一項に規定する団体が第三十四条の十三第一項に規定する団体が第二号又は第三号に該当する場合」を「労働保険事務組合又は第二十九条第一項に規定する団体が第二号とし、第三号を第一号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及び第三十四条の十三第一項の十三第一項を「事業主、労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改め、「二号とし、第三号を第一号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及び第三十四条の十三第一項の十三第一項を「事業主、労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改め、「二号とし、第三号を第一号とする。

第五十二条 削除



第三十三条から第三十五条まで 削除

第三十六条から第三十七条の二までを削る。

第三十七条の三第一項及び第二項中「事業所」を「適用事業」に改め、第四章の二中同条を第三十六条とする。

第三十七条の四第一号中「第三十条の保険料率」を「徴収法第十二条第一項第三号に掲げる率」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十八条第一項中「第三十七条の三第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の五及び第三十六条」を「徴収法第二十六条から第二十九条まで、第三十八条及び第四十一条」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第六条各号の事業主又は第八条第一項の認可を受けた事業主（以下本章において事業主といふ。）」を「適用事業」に改め、同項第一号及び第三号中「事業主の事業所」を「適用事業」に改める。

第三十八条の四第一項を次のように改める。

前条第一項の規定に該当しない日雇労働者が適用事業に雇用される場合において、公共職業安定所長の認可があつたときは、第七条の規定にかかわらず、当該認可を受けた者を被保険者とみなしてこの法律の規定を適用する。

第三十八条の四第三項中「被保険者となつた者」を「被保険者とみなされたこととなつた者」に改める。

第三十八条の五第一項中「第十条、第十三条」を第七条（第二号に限る。）、第八条から第十条まで、第十五条に、「第三十条から第三十四条の五まで、第三十七条の三から」を「第三十六条から」に改め、同条第二項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の六第一項中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第二項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の八の次に次の一条を加える。

（失業保険金額等の自動的変更）

第三十八条の八の一 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第

一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第

二級の失業保険金の支給を受ける者の数との

比率（以下等級比率といふ。）が著しく不均衡

となるに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会

の意見をきいて、前条に規定する第一級の失業保険金の日額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以

下第一級保険金日額といふ。）及び第二級の失業保険金の日額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以

下第二級保険金日額といふ。）並びに徴収法第

二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下等級区分日額といふ。）を、次項及び

第三項に定めるところにより、変更することができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き上げようとするときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準により算定した額に変更するものとし、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後における基準により算定した額に変更するものとする。

徴収法第二十二条第六項の規定により同条

第二項の第一級保険料日額及び第二級保険料

日額の変更があつた場合には、労働大臣は、

その変更のあつた日から一年を経過した日の

前日（その日前に当該変更に関する議決があつた場合には、その議決があつた日の

前日）までの間は、第一項の規定による第一級保険金日額、第二級保険金日額及び等級区分日額の変更を行なうことができない。

第三十八条の九第一項中「保険料」を「印紙保

険料」に改め、同条第二項第一号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に、「第一級の保険料」を「徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額の印紙保険料（以下第一級の保険料といふ。）」に改め、同項第二号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八条の九の二第一項第一号中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第三項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の九の三第二号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八条の十一から第三十八条の十四までを削る。

第三十八条の十五第一項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加え、「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「保険料の額を当該各月の末日における第三十条の保険料率に相当する率」を「印紙保険料の額を労働省令で定める率」に改め、同条を第三十八条の十一とす

る。

第五章の二及び第五章の三を削る。

第四十条第一項中「被保険者の資格の喪失の確認」を「第十条の規定による確認」に、「処分」、「処分又は」に改め、「又は特定賃金月額に関する処分」を削る。

第五十三条第一号を削り、同条第二号中「第十三条の三」を「第八条」に改め、同条中同号を

第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十三条の二中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改め、同条各号を次のように改める。

「又は保険料その他のこの法律の規定による徴収金の賦課の処分」を削る。

第四十二条中「保険料その他のこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する

労働大臣の裁決を」を削る。

第四十六条中「第八条」を「第九条」に改め、「被保険者となることを希望し、又は第十三条の四の規定による被保険者の資格の取得の」を削る。

第四十七条第一項中「保険料その他のこの法律の規定による徴収金若しくは第二十三条の二第一項若しくは」を「第二十三条の二第一項又は」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を「徴収する」に改め、同条第二項を削る。

第四十九条第一項中「失業保険事務組合又は失業保険事務組合」を「徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合（以下労働保険事務組合といふ。）又は労働保険事務組合」に、「被保険者の異動、賃金その他失業保険事業の運営」を「この法律の施行」に改める。

第五十条中「失業保険事業の運営」を「この法律の施行」に改める。

第五十一条第一項中「行政庁は、」の下に「この法律の施行のため」を加え、「失業保険事務組合若しくは失業保険事務組合」を「労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合」に改め、「被保険者又は受給資格者の雇用関係及び賃金について」を削る。

第五十三条第一号を削り、同条第二号中「第十三条の三」を「第八条」に改め、同条中同号を

第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十三条の二中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改め、同条各号を次のように改める。

第一 項 第四号又は第五号に該当する場合



業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 当該事業に係る徴収法第十一条第一項の労働保険料(以下「労働保険料」という。)の納付については、労働省令で別段の定めをすることができる。

(継続事業の一括に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十二条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当する場合には、この法律の施行の日に、当該二以上の事業について、同条の認可があつたもののみなす。この場合において、旧労災保険法第十一条の二の規定により政府が指定した一の事業は、徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した

(一般保険料率の特例に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、旧労災保険法第二十七条に規定する保険関係の成立後の経過期間、保険給付の額及び保険料の額は、それぞれ徴収法第十二条第三項に規定する労災保険に係る保険関係が成立した後の経過期間、保険給付の額及び一般保険料の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額とみなす。

2 第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「年金たる保険給付」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第二号)」第十九条第一項又は第二項の規定による保

險給付の額を除くものとし、年金たる保険給付」とする。

(増加概算保険料の納付に関する経過措置)

第十七条 労災保険暫定任意適用事業に関する徴収法第十六条の規定の適用については、同条中「第十二条第一項第二号」とあるのは、「第十二条第一項第二号及び第三号」とする。

(労災保険の保険給付の特例に関する経過措置)

第十八条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立後に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第三章の規定により、保険給付を行なうことができる。

当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、新労災保険法第三章の規定により、保険給付を行なうこと

ができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつて、新労災保険法第三章の規定により、保険給付を行なうことができる。

三 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十九条 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合は、労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2 前項の特別保険料の額は、賃金額に当該保

險給付に要する費用その他の事情を考慮して労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。

3 徴収法第十一條第二項及び第三項、第十五条

(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第十六条前段、第十七条

条、第十八条、第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)

及び第三号を除く。)、第十六条前段、第十七条

条、第十八条、第十九条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第十六条前段、第十七条

第二十一条、第二十六条规定から第二十九条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条から第四十三条规定まで並びに第四十五条第二項の規定は、

第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十五条第一項	前項の賃金総額	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第二号)以下「整備法」という。)第十九条第二項の賃金総額
第十五条第二項	次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度	整備法第十九条第一項の労働省令で定める期間(以下「徴収期間」という。)が始まつたものについては、その始まつた日
保険関係が成立した日から	その保険年度	整備法第十九条第一項の労働省令で定める期間(以下「徴収期間」という。)が始まつたものについては、その始まつた日から
徴収期間が始まつた日	徴収期間が始まつた日から	徴収期間が始まつた日から

## 第十九条第一項

保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日(保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日)

第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度

保険関係が成立し、又は消滅したるものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間

## 第十九条第二項

保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)

保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)

## 第十九条第三項

保険関係が消滅した日(この法律では、当該保険関係に係る全期間

## 第四十二条

この法律

## 第四十三条第一項

徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものについては、当該徴収期間に係る期間

## 第四十五条第二項

徴収期間が経過した日

第三条第一項の規定による当該職員の質問に対するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前条第三項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の罰金刑を科する。

前条第三項において準用する徴収法第四十

徴収期間が経過したものについては、その経過した日

その経過した日

保険関係が消滅したものについては、その経過した日

その経過した日

保険関係が成立し、又は消滅したるものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間

保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)

その保険年度

徴収期間が経過した日

(中小事業主等の特別加入に関する経過措置)  
第二十一条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第二項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日に、新労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主に関する徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものについては、同項中「徴収法第三条の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う國關係の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第六号)第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により成立する労災保険に係る保険関係」とする。

(被保險者期間等の計算に関する経過措置)

第二十五条 旧被保險者であつた者に関する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保險者期間及び旧被保險者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保險者期間及び新被保險者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保險者であつて引き続き新被保險者となつた者に係る当該新被保險者新被保險者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定による算定した被保險者期間を、新失業保険法の規定による被保險者期間とみなす。

2 旧被保險者であつて引き続き新被保險者となつた者に係る新失業保険法第二十条の二第一項の規定の適用については、当該旧被保險者の資格の取得の日を当該新被保險者となつた日とみなす。

(労働保険事務組合に対する報奨金)

第二十二条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の七第二項の認可を受けている事業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保険法第三十八条の二十五第二項の認可を受けている事業主の団体は、この法律の施行の日に、徴収法第三十三条第二項の認可を受けたものとみなす。

(労働保険事務組合に対する報奨金)

第二十三条 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対みなし。

(徴収期間等の計算に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前の期間に係る旧労災保険法の規定による保険料及び当該保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なうこととなつた保険給付に係る特別保険料については、なお従前の例による。

(被保險者に關する届出等に関する経過措置)  
第二十四条 旧失業保険法の規定による被保險者(以下「旧被保險者」という。)であつて、引き続き新失業保険法第五条に規定する被保險者(以

下「新被保險者」という。)となつたものについては、この法律の施行の日に、同法第八条の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条の確認がなされたものとみなす。

2 旧被保險者の資格の取得及び喪失の確認については、なお従前の例による。

(被保險者期間等の計算に関する経過措置)

第二十五条 旧被保險者であつた者に関する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保險者期間及び旧被保險者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保險者期間及び新被保險者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保險者であつて引き続き新被保險者となつた日から当該新被保險者新被保險者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定による算定した被保險者期間を、新失業保険法の規定による被保險者期間とみなす。

2 旧被保險者であつて引き続き新被保險者となつた者に係る新失業保険法第二十条の二第一項の規定の適用については、当該旧被保險者の資格の取得の日を当該新被保險者となつた日とみなす。

(徴収期間等の計算に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前の期間に係る旧労災保険法の規定による保険料及び当該保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なうこととなつた保険給付に係る特別保険料については、なお従前の例による。

(従前の失業保険の保険料、保険給付等に関する経過措置)

第二十七条 旧失業保険法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する新失業保険法第三十八条の規定の適用については、旧失業保険法の規定により納付された保険料は、徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧失業保険法の規定により納付された第一級の保険料は、同条第二項の第一級の保険料とみなす。

2 この法律の施行前の期間に係る旧失業保険法の規定による保険料並びに当該保険料に係る徴収金及び保険料の負担については、なお従前の例による。

3 旧失業保険法第十五条第一項に該当するについた後における最初の離職の日がこの法律の施行の日前である者に関する当該受給資格に係る保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給については、別に労働省令で定めるところによること。

4 この法律の施行後に離職した者であつて、旧失業保険法の規定による特定賃金月額に係るものに関する賃金日額の計算については、別に労働省令で定めるところによる。

(失業保険の特別保険料に関する経過措置)

第二十八条 旧失業保険法第三十七条の三第一項の短期離職者の数は、労働省令で定めるところにより、当該短期離職者の数に係る同項に規定する事業所に対応する新失業保険法第三十六条第一項に規定する事業に係る同項の短期離職者の数とみなす。

第二十九条 この法律の施行の際現になされていきる旧失業保険法第三十八条の四第一項の認可とは、新失業保険法第三十八条の四第一項の認可とみなす。

2 この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可

は、新失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可とみなす。

書の認可とみなす。

この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の十二の二第一項の承認は、

旧失業保険法の規定により納付された第一級の保険料は、(その他の経過措置の政令への委任)

徴収法第二十三第三項の承認とみなす。

3 この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の十二の二第一項の承認は、

徴収法第二十三第三項の承認とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律に規定するもののはか、失業保険法等の一部改正法の規定中同法附則第一条

第四号に掲げる規定及び徴収法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(失業保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第三十一条 失業保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百四十八号)の一部を次のよう

ように改正する。

附則第五項を削る。

(失業保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正前の失業保険法の一部を改正する法律附則第五項の規定に基づく報奨金の交付については、なお従前の例によること。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第三十四条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十三条を次のように改正する。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三の次に次の三号を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第十一条第一項第五号中「行うこと」との下に「大臣官房の所掌に属するものを除く。」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第三十九条 港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第五号中「行うこと」との下に「大臣官房の所掌に属するものを除く。」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第三十九条 港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主

十三の四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)に基づいて、労働保険料を徴収すること。

十三の五 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)に基いて、失業保険の特別保険料を徴収すること。

十三の六 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)に基いて、労働者災害補償保険の特別保険料を徴収すること。

十三の七 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第三十六条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十五年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

が負担した額に相当する額」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第

二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額」に改める。

第五十九条第三項中「失業保険法第五章」の下に「及び徴収法第三章」を加え、「保険料」を「印紙保険料」に、「同章」を「失業保険法第五章」に改める。

第四十条　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）に改める。

第四十一条　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）の一部を次のように改める。

第三条第六項中「失業保険法第三十条第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第  
二項）第十二条第四項」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のよう

に改める。

第十七条「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第  
二項）第十二条第三項」に、「同項」を「同項」に改める。

第十八条「労働保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のよう

に改める。

第十九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律

別表第一第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第  
二項）

別表第二中失業保険法の項の次に次のよう

に改める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律	理由
主務大臣が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。	前項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

(罰則に関する経過措置)	理由
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の規定の一部及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の一部及び労働保険の保険料の徴収等に關する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律（第一条を除く。）は、徴収法の施行の日から施行する。



昭和四十四年五月二十二日印刷

昭和四十四年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局